

令和5年度 南大隅町議会定例会3月会議 会議録（第2号）

招集年月日 令和 5年 4月 4日

招集の場所 南大隅町議会議事堂

開 会 令和 5年 4月 4日

開 議 令和 6年 3月 14日 午前10時00分

応召議員 全 員

不応召議員 な し

出席議員

1番 後藤道子議員	6番 上之園健三議員	10番 幸福恵吾議員
2番 森田重義議員	7番 津崎淳子議員	11番 大坪満寿子議員
3番 日高孝壽議員	8番 平瀬十助議員	12番 木佐貫徳和議員
5番 浪瀬敦郎議員	9番 欠 席	13番 松元勇治議員

欠席議員 9番 大村 明雄 議員

会議録署名議員：（8番）平瀬 十助 議員 （9番）大村 明雄 議員

職務の為の出席者：（議会事務局長）黒木 秀 君 （書記）平瀬戸 ゆかり君
（書記）木佐貫 里子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石 畑 博 君	介護福祉課長	中之浦伸一君
副 町 長	竹 野 洋 一 君	経 済 課 長	新 保 哲 郎 君
教 育 長	山 下 四 郎 君	教育振興課長	松 山 隆 広 君
総 務 課 長	熊 之 細 等 君	税 務 課 長	畦 地 茂 穂 君
支 所 長	坂 口 達 郎 君	町民保健課長	戸 島 和 則 君
会 計 管 理 者	欠 席	農業委員会事務局長	木 佐 貫 公 子 君
企画観光課長	愛 甲 真 一 君	総務課課長補佐	古 殿 裕 一 郎 君
建 設 課 長	中 村 喜 寿 君	総 務 課 係 長	原 琢 磨 君
		総 務 課 係 長	若 松 勝 男 君

議 事 日 程： 別紙のとおり

会議に付した事件： 議事日程のとおり

議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和6年 3月 14日 午後 4時28分

議 事 日 程

日程第 1

一 般 質 問

▼ 開 会

議長（松元勇治議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付いたしましたので、ご了承願います。

▼ 日程第 1 一般質問

議長（松元勇治議員）

日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、木佐貫徳和議員の発言を許します。

[1 2 番 木佐貫 徳和 議員 登壇]

1 2 番（木佐貫徳和議員）

おはようございます。

本年 1 月 1 日に発生しました石川県能登半島地震で犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げ、家屋が倒壊し今の避難生活を余儀なくされておられる方々に、心からお見舞いを申し上げます。1 日も早い復興を祈念いたします。

さて、今回の一般質問はバスやトラックの運転手の時間外労働時間の上限が規制される、2024 年問題や戦後昭和 22 年から 24 年に生まれた方々が、団塊の世代と言われ、75 歳の後期高齢者を迎え、雇用や医療、福祉など、様々分野へ多大な影響が懸念される 2025 年問題として対応が必要であると言われております。

次に、所有者が死亡した土地家屋について、相続登記が本年 4 月から義務化されます。固定資産税の徴収にも影響がある相続問題であるので、町として対応が必要であると感じます。

さらに、昨年発生しました台風 6 号以降、伊座敷トンネルの旧道については通行止めになっております。そこで、通告のとおり次の質問をいたします。

1 問目 ①2024 年、2025 年問題について、本町で懸念されることについて伺います。②人材不足について、定住促進のため町内の事業者と協力して取り組む考えはないか伺います。

2 問目 ①令和 6 年 4 月から相続登記の義務化がスタートするが、その目的と、申請しなかった場合どうなるのか伺います。②番目、相続申請しなかった場合、今後、所有者不明の土地家屋が増加することが懸念され、固定資産税対策にも影響があると感じますが、その対応について伺います。

3 問目 ①昨年発生した台風 6 号以降、伊座敷トンネル裏の旧道が通行止めになっているが解除の見込みはいつ頃になるのか伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

おはようございます。本日は 8 名の議員の方々からのご質問でございますが、1

日ですけれども、よろしく願いいたします。

それでは答弁させていただきます。

木佐貫徳和議員の第1問、2024年、2025年問題についての第①項、本町で懸念されること等について伺うとのご質問でございます。

2024年問題については、2019年から順次施行されている働き方改革関連法により、今年の4月からは、時間外労働時間に上限が設定されるなど、従来どおりの働き方ができなくなり、2025年問題については、団塊の世代が75歳の後期高齢者となり、国民の4人に1人が後期高齢者という、超高齢化社会を迎えることと認識しております。

ご質問の本町で懸念されることでございますが、2024年問題では、ドライバー不足による輸送や物流への影響、建設業においては現場における生産性の低下、また、2025年問題では、社会保障費の負担増、さらに様々な業種において人材不足による、事業継続や高齢化による事業承継への影響が深刻化し、住民生活を支える様々なサービスへの低下が懸念されるところでございます。

12番（木佐貫徳和議員）

2024年問題につきましては我々の生活にも、多少影響が出てくるのではないかと考えております。

例えば、今木曜日にポストに投函すると土曜日に配達しなかった関係で、もう月曜日以降しか郵便物が届かなくなることや、あるいはまた大手の宅配業者が、2万5000人の個人事業主と契約を解除したりですね、それから、鹿児島から東京まで、トラックの輸送で運搬するとき、途中で必ず荷物を積み替えなければならないそうですね。必ず1日遅れるということでもあります。

このようなことで、我々の生協にも少しずつこう影響が出てくるんじゃないかと懸念されておりますけれども、今町長が答弁されましたようにですね、上限が設けられいろいろ規制されるという答弁でありましたけれども、当初予算でいろいろスクールバス、あるいはまたコミュニティバス、そして、研修旅行に対するバス委託などが予算計上されておりますけれども、それらについてはバス旅行会社等はなんも心配はないんでしょうか。そこら辺をお尋ねしたいんですけど。お願いします。

町長（石畑博町長）

今議員がおっしゃいましたとおり、2024年問題については国の法律の改正に伴いまして、いろんな、特にこの地方の町では今申し上げましたとおりの人材不足で、非常にこの社会のいろんな流れが滞るんじゃないかという心配もしております。ご質問の債務負担を起こしておりました分については担当課長に答弁させます。

企画観光課長（愛甲真一課長）

今ご質問のありました、スクールバスやコミュニティバスの令和6年度の契約の関係でございますけれども、地元のバス事業者に委託をして運行しております。6年度の契約につきましては、先般、見積書のほうを提出していただきまして、予定価格に達しておりましたので、根占地区、佐多地区、それぞれ契約を締結することとなっております。先ほどご質問のありました2024年の問題の影響でござ

いますけれども、まずは、令和 6 年度、契約者と契約に至ったということは大変ありがたかったというふうに考えております。

しかし、両事業者とお話をさせていただく中では、やはりドライバーの確保、人件費、燃料代の高騰、大変こう厳しい状況にあるというような話をされた場面もありましたので、本当に事業継続の厳しさを痛感しているところでございます。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

研修視察なんかの場合、せっかく予算を組んだのにこの運転手がいませんでした、対応できませんでしたということがないように計画的な執行をお願いしたいと思います。

次に 2025 年問題としましてこの団塊の世代と言われる方々は御承知のとおり、昭和 22 年から 24 年生まれです。戦地から引揚げてきて、昭和 20 年から 21 年に結婚された方々です。その方々は中学校、高校まで地元で過ごされて、私より 4 歳から 5 歳上の方々でありますけども、その方々はですね、昭和 30 年代の後半から、40 年代の初めにかけて当時の西鹿兒島駅から、集団就職で、東京大阪名古屋方面に行かれた方々であります。

日本の近代化に非常に高度成長の時代に活躍された方は非常に苦勞されたと思うんです。活躍をされた方々と思っております。先ほど町長が人材不足による事業継承や高齢化による事業継承が影響が深刻化するのではないかとということを答弁されました。

我々の生活の中にも、少しずつそれが押し寄せてきているような気がします。例えば申しますと、伊座敷地区に郡とか辺塚にもあったんですけど、床屋さんが 5 件あったんです。あの狭いところですね。

ところがですね今 1 件になってしまいました。その 1 件もですね、90 代の方が現役で頑張っていらっしゃいます。

美容室のパーマ屋さんも 6 件ありました。それも 1 件になってですね、店主もですねもう 70 歳代になってしまいました。それから雄川橋の近くでされてた美容室の方も、高齢のためやめられまして店舗も取り壊されて、もう更地になっているようであります。それから居酒屋も閉店しました。5～6 件あった旅館も全て閉館しております。

それから、100 年続いた商店も、酒屋も高齢のため閉店されました。美味しかったネッピーぼうろもそれから伊座敷の丸安さんのまるぼうろも、高齢のため、食べられなくなりました。そのほかまだまだですね、自転車屋さん、單車屋さんとかいろいろあったと思うんですけど、全て閉店しました。これをもって非常にこれから先どうなっていくんだろうと心配でなりませんけども、町長の今の素直な感想といいますか、それをお聞きしたいんですけど、どうでしょうか。

町長（石畑博町長）

日本全国の人口減少の中で、今議員がおっしゃることは実際のこの事実であるというふうに認識をしております。事業継承する方々には、やはり手だてをしてあげて今おっしゃいましたが、床屋さんとかお店は、非常に住民の方々の生活に直結しておりますので、そこについては色々この手だてとしてもしていきたいという思いを十分ありますけれども、そこに例えばふるさとに帰ってきてもらえないという部分もありまして、それをどうしたら帰ってきていただくか、という部

分等も含めた形で日々、職員も含めて、いろいろ議論をしているわけですが、特に先ほどありましたバスの運転士、ドライバーの方についても、非常にこの賃金、給料も厳しい中でお話を聞きましたら、朝と夕方だけ昼間は家の仕事もあったりするから、それで何とかできちよっどなあと。

確かに厳しい環境の中で、何とかこのバス事業者さんも、運行をしていただいているところでございます。

今の現状としましては例えばバスに限らず車の修理屋さん、自動車修理工場についても今課題となるのは大型自動車の修理をしてくれる技術の職員がいないと。そういった中では本町においても運送事業者、そしてまた、建設事業者等所有している車両の修理等が出てまいりますと、修理を鹿屋に持っていくのかと、いうことになる、明日の朝 1 番に動ないといけない車は動かないわけですね。そういったのは本当に切実な願いで出ている中で、日々・・・をどうしたらいいかということもあるわけですが、質的にはもう日本全国が技術の職員の、職員同士を奪い合うという流れにもなっていることからそれももうどうかなと思うわけですが、それは現実なんです。

そういったことを考えたときには、やはりほんなら南大隅町でそいやれば行ってみようかというような制度の施策的には、何がしか魅力メリットのあることもしていかなければいけないなというふうには思っております、このままいったときには、やはりこの買い物の今度は支援も必要になってくるし、建設事業者がもう閉めていかれますと、もう今度は、インフラ整備ができなくなるということもありますので、私としても本当に切実な問題という部分では認識しております。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

このことはなかなか難しい問題だと私は思います。誰か継いでくれる人がおれば 1 番いいんでしょうけども。

この間町長も出席されましたけども、商工会の主催で、金融懇談会があって、その中でちょっと出してもらえますか。（書画カメラ画像投映）

事業承継マッチングというのがあったんですね。これは日本政策金融公庫と商工会連合会が主催して、ダイビングハウスと、ラーメン屋さん、それから、漬物屋さん、これを全国に公募して、誰かこれを受け継ぐ人はいませんかということで、当然、やっていた方の承諾が必要になってくるわけですが、こういうのがですね開かれたんですね。結果は聞いてませんが、こういうのを商工会と連携して、町で床屋さんをやりませんかパーマ屋さんをやりませんか、こういうちっちゃな事業から募集するとおうのは私はどうかと思うんですけど。いかがでしょう。

町長（石畑博町長）

今議員がおっしゃる問題についていろんな組織、商工会等含めた形で、いろいろ取組をされておりますので、詳細については担当課長に説明をさせます。

企画観光課長（愛甲真一課長）

今ご提言のありました、金融懇談会のほうには私も出席をさせていただいております。お話の中では、全国で 683 件の引き合わせがあって、65 件が事業継承に成立したというのは、お話があったというふうに記憶しております。今、議員か

らご質問もありました後継者の確保につきましては、商工会のほうでも非常に危機感を感じておられまして、対策の一つとしましては、55 歳以上の事業者、会員様に、それとあと、相談があった場合に、事業承継診断表というのを、商工会で回収をされて、上部団体である連合会と情報共有された上で、必要なサポートを支援しているというようなことをお聞きしました。

令和 6 年度につきましては、町のほうでも今、町単独の支援事業は持っておりますけれども、さらに商工会とも連携をしまして、きちっとこの事業承継の問題につきましては取り組みを進めていきたいとというふうに考えているところでございます。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

そこはしっかり取り組んで頂きたいと思いますが、町内にはまだいっぱい、床屋さんとかパーマ屋さんがあるんじゃないかと思われる方もいらっしゃると思います。

しかしながら、佐多地区のコミュニティーバスですね、石蔵まで来られるんです。それで石蔵からですね、その床屋さんまで僅か 50 メーターしかないんですね、そこをやっとの思いで行かれる方々がほとんどなんですね。ですので、やっぱり近くに、やっぱりないといけないと感じますので、そこら辺はしっかり取り組んで頂きたいと思います。

今のうちにどうにかしないと、困るのは、その近くで暮らしている人だと思しますので、よろしくお願いしたいと思います。先ほど町長が人材不足について言われましたけど、次の質問で話をしたいと思います。

次の質問お願いいたします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

次に、木佐貫議員の第 1 問第②項、人材不足について、定住促進のため、町内の事業者と協力して取り組む考えはないか伺うとのご質問でございます。

定住促進の取組につきましては、現在、移住セミナーによる個別相談を実施し、お試し住宅の活用や、移住支援制度の周知による取組を進めております。また令和 6 年度はブロンズ人材センターの体制や業務内容の見直しを進め、移住定住のワンストップ窓口や、移住コーディネーター設置の取組を進めることとしております。ご質問の町内の事業者と協力して取り組む体制につきましては、地方移住への関心が高まっているこの時期を逃すことなく取り組みを進めることが重要であります。引き続き商工会やプロの人材センターなど関係団体とも連携を深めてまいりたいと考えております。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

この間テレビをたまたま見てたら北海道のバス会社が人材不足のため、バス運転手を募集してました。その中で、当然その市と連携して行ったそうでありましてけれども、大型 2 種の免許を持ってなくても、応募して良いよということがありました。そして、夫婦で応募されて、夫婦で大型 2 種をとられて路線バスの研修を積んで、その会社が責任を持って、運転手デビューをさしたという、ド

キュメンタリーでしたけども。その方々は優先的に市の市営住宅に入居させるという条件であったそうでありますけど、非常に良い番組でしたけど、このような取組が、私はできれば 1 番ベストじゃないかと思います。ハローワークのホームページを閲覧すると町内の事業者ってのはいっぱい募集をかけていらっしゃいます。

そこで今、先ほど言いましたように、老健施設はですね募集を停止したり、あるいはまた縮小したりされて今度また廃止されるということを聞いて、入所したいけど施設がない。需要はいっぱい、老人の方はいらっしゃって、入所者したい方はいらっしゃるのに、せっかくある施設が使えないと、これは介護職員の不足だということを言われておりますけど、私は、この介護職の職員を町と、その施設等、町内のそういう介護施設と連携してですね、もう募集をかけて、もう町が取り組まないとどうしようもないと思うんですね、町長がこの間、総括質疑の中で言われましたけどまたまさにそのとおりだと思うんです。

要するにですね、免許を資格を必要な方はですね、もう町で募集をかけて、資格を取得してもらってその施設に入ってもらおうというシステムとかですね、それから建設業も、建設業の方々がまとまって、例えば寮をつくって、募集をかけて寮をつくって、もう建設業、一社一社じゃなくて、全体で取り組んで、しないといけないと思うんですね。発注しても、人材がいらないから受注できないという、そういう状況ですので、建設業の方々も危機感を持ってですね、そういうのに、取り組むことはできないかと私は思うんです。

そして、町としては町営住宅も空いてるし、空き家もいっぱいあるわけですから、そういうところを優先的に入ってもらおうというシステムはできないかと思うんですけど、具体的には何ら分かりませんがそういう何かこうシステムというのを、今年は考えることは町長できないんでしょうか。お願いします。

町長（石畑博町長）

今議員の想いはすごい私も同じ気持ちでございます。人を雇うのにですね先ほどありました大型 2 種免許取得、40 万から 50 万かかるらしいですけれども、その費用はやはり事業者負担なんですね。そういった部分の負担もある中では、本当にほかにはないこの取組をしていくべきかなということで思っております。

介護施設につきましても、町内 2 事業所そしてまた 3 法人のヘルパー事業所がありますけれども、やはりこの単独ではなかなかもう厳しくなっていくというように、まず 1 番にあるのが、人が足りないという部分があるところであります。

そういった中ではもう、今ヘルパー等の事業所ももう 3 事業体が別々にはもう無理だということで、昨年から、一つの事業所にみんなが集まって運営していこうということで話が段階的に進んでいるところであります。やはり高齢者の多い町では自分の身近な近くに、家族も、ちょこちょこっと会いに行けるような環境のところに施設はないといけない、これはもう本当に当たり前なんです。そうしたときに、この前申し上げたとおりもう佐多の事業者については、3 月で一旦法人を締めたということですので、今議員が言われたとおり、やはりもう、役所のほうでそれを次の段階の段取りをしないと、人任せではできないという部分もありまして、その了承だけは頂いておりますのでいろんな部分に共通ですけれども、ほかの町ではできてても、うちの町ではできないことも多い中では、ほかの町に

ないことをやっばうちの町はしていかなければならないという時期に来てると思います。ですから人を呼ぶためにはまずは住宅はありますよと、家の心配ないですよというそしてまた、移住に係る諸費用等も含めたかたちで、いろんな制度もございますので、それに取り組むことは、もう、時期を逆に言うともう逸してるのかなということも感じておりますので、今、木佐貫議員がおっしゃったそのことも含めて、やはりもう、今回の佐多の事業所の閉鎖については本当もう次の手だてが喫緊の課題というふうに思っておりますので、同じくして取り組みには進めていきたいと思っております。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

そこはですねぜひ取り組んで頂きたいと思います。家族で移住される方がいらっしやったら、旦那さんは、建設業とか農業社員、というのがありますよね。そして、奥さんのほうは、介護職とか、社協で少なくなっているヘルパーとかですね、そういうのに行って頂くことができると思いますので、そこら辺はしっかりシステムを今年中に考えていただいて、ぜひ応募ができるような体制をとって頂きたいと思います。それでは次の質問をお願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

次に木佐貫議員の第2問第①項、令和6年4月から相続登記の義務化がスタートするが、その目的と申請しなかった場合どうなるのか伺う。

また、同じく第②項、相続申請しなかった場合、今後、所有者不明の土地価格が増加することが懸念され、固定資産税対策にも影響あると感じるが、その対応について伺うとのご質問でございます。

関連がございますので一括して答弁させていただきます。

東日本大震災の災害復旧復興事業における用地取得の過程で、相続手続未了の措置が多数あり、整備が遅れるなど、大きな悪影響を及ぼしたことに端を発し、高齢化に伴い、未登記による所有者不明土地問題がますます深刻化するおそれから、その発生を予防することから、相続登記義務化が相続登記義務化の目的でございます。新しい制度では、正当な理由がなく、不動産の相続を知ってから、3年以内に相続登記の申請をしないと10万円以下の過料が科される可能性があります。

現在、納税義務者の方が亡くなられた場合には、相続登記に関係なく、相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書を提出していただき、公平課税に努めております。適正に相続登記がされると、課税業務も効率よく執行できますので、法務局と連携し、新制度の広報周知を行っているところでございます。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

統計が義務化されることにより、公共工事の用地交渉というのがスムーズに、できることや、固定資産税の徴収対策にも、役立つとの答弁でございますけども、昨年度の決算によりますと、固定資産税の未納額が合計で、683件の2240万円となっているようであります。

そして、不在住不在籍で61件、136万6000円の未納欠損額になっているようで

あります。

この先ほどのですね 2025 年問題で 75 歳を迎える方々は、自分が元気なうちにどうにかしてないと子供に迷惑をかけるわけにはいかないという思いで、家屋を取り壊される方や、売却を考える方、こういう方がいっぱいいらっしゃるんですね。そして町内を、見回してみますと、まだ住める家まで取り壊される家がいっぱいあるわけですね。そして、そういう家屋が取り壊されて、空き地の土地は点在しているところが、あちこちに見受けられます。そのあとですね、75 歳を迎えられたその子供たちというのは相続をもうしない人もいるんじゃないかと私は非常に心配をしているんです。町内の状況はそんな状況ですけど、町長は今そのことをどのように感じておられるのでしょうか。お伺いいたします。

町長（石畑博町長）

確かに親御さんがこっちにいらっしゃって、子供さんが、例えば東京大阪にいらっしゃいますと、もうあちらに家を建てると、親が亡くなるまでは帰ってこられますけれども、もういなくなるとですねもともと生まれた家屋についても、いわゆるもう権利放棄まがいのことの申出をされまして、特にもう農地についても一緒、山についても一緒で、5 月 1 日に固定資産の賦課期日になりますけど、そうなったときに、よく、頻繁にはきませんが、よく来る電話がですね、もう町長、あたいげん田んぼやら山を町に寄附をすつと、というお話があるんですけど、それ町はもらうわけにいかないもんですから、相手方はですね良心的な形でおっしゃいますけど、いや、それはもうできませんよと、身内の方に贈与されるか、そういった形を捉えてくださいと言いますけれども。いやもうただでくるったいがと言われること、これ現実なんです。

そうしたときに、今、あるように、相続登記ができない中ですが今度は道路拡張等の中でも、できなくなる傾向もあるところであります。私としては今感じておりますけれども、詳細はちょっと税務課長に答弁させます。

税務課長（畦地茂穂課長）

今のご質問の件についてですが、実際町外に居住され、1 回も南大隅町に訪れたことがなく、どこの土地かも分からず、相続人となり納税し頂いている方でも、自分は納税するが、子供にはさせたくないというような声があるのは承知しております。一方、相続するかどうかその背景には様々なケースが想定され、何よりも相続人の自由意思によって決定されるものであり、その後は関係法令に基づき処理されていくものではございます。今後、そういう納税意識を高める上でも、今実施しております租税教育、小学生の高学年そして中学生に、実施しておりますけれども、そういった租税教育を通して、納税意識を高めていきたいというふうに思っております。

12 番（木佐貫徳和議員）

今答弁のとおりもう田舎の土地は要らないよと、財産放棄はですね不在住の方が、増加することが非常に心配をしております。いろいろ調べてみますと裁判所に提出する財産放棄の関係、税務署に提出する相続税の関係、法務局に提出する相続登記の關係の戸籍について相続人は、被相続人の相続人は、委任状なしで取れるということになってるみたいですけどそのような、対応窓口ではされてい

っしゃるんでしょうか。お尋ねします。

町長（石畑博町長）

戸籍等の交付については町民保健課長に答弁させます。

町民保健課長（戸島和則課長）

ただいまのご質問でございますが、相続に关します戸籍の記録事項証明などの広報につきましては、取得条件が非常に厳しいものになっております。戸籍法や、住民基本台帳法に基づきまして、相続関係の確認を行った上で、適正に交付させて頂いております。また相談ケースによっては、士業、弁護士等の士業の方へのご案内もさせていただいているところでございます。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

以前はですね両親祖父母しか相続人は戸籍が取れなかったんです。ですので、今はもう、相続人であれば、誰でも委任状なしで取れますよというのを、ぜひ周知をして頂きたいと思います。よろしくお願いします。

最近では親が亡くなるともうこの土地は、家屋は要らないよと、財産放棄をされる方が非常に多くなっていると聞きます。財産放棄をされると土地の固定資産税、軽自動車税、もう納税義務がなくなってきましたけども、税務課としての対応はどのような対応をされていらっしゃるのでしょうか。

町長（石畑博町長）

税務課長に答弁させます。

税務課長（畦地茂穂課長）

ご質問の件につきましては、死亡の手續に合わせ、相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書を提出していただき、被相続人の納税義務を引き継いで頂いておりますが、子が相続を放棄した場合などは、法定相続人を確認すべく、戸籍等の調査に入ります。

そして、相続人が不存在の場合は、納税義務者を相続財産法人に変更し、相続人としての管理人に対して、手續を行うこととなりますが、当該財産から町税を徴収することができないことが明らかである場合は、処分停止により、直ちに納税義務を消滅させることとなります。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

財産放棄は法律で、定めた行為ですので、我々がどうこう言える立場ではありませんけども、被相続人の相続人が放棄したら、また、上に返ってずっと、相続人は探し当てられますので、そこら辺をしっかりと取り組んで頂きたいと思います。先ほど申しましたけど、不在住不在籍の理由で、不納欠損が非常に多いんです。これは、130万ほど、昨年不納欠損をされてますけど、どのような調査をされてこの不在住不在籍というような判定をされていらっしゃるんでしょうか。お尋ねします。

税務課長（畦地茂穂課長）

法定相続人については、亡くなった方の生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本を取得し、調査いたします。そして、法定相続人の全てがいないまたは、全てが相続放棄をしている場合に、相続人不存在となります。また、納税通知書を送付し、返送されたものについては、各市町村の戸籍係に戸籍住民票を請求し、それをもとに、住基ネットワークで検索し、また再送しております。

12番（木佐貫徳和議員）

そこは不在籍というのは郵送したとき、納税通知書を郵送したとき、返送されてきて、戸籍で追っていけば分かる場合もありますけど、なかなかですね転居先不明で、分からない場合がありますので、そこはしっかりですね、次々戸籍で追っていただきたいと思います。

この不存在というのは被相続人親は最近では、核家族で子供が1人しかいない人が多いんですね。そして、一生結婚しなくて配偶者もいない。当然子供もいない。というのが不存在になりやすいんですけども、それも、一旦親に返ってまた戸籍を辿っていけば、相続人は探し当てられますので、そこら辺をしっかり努力をしていただきたいと思います。

それから、不存在の土地で、農業委員会で料金設定をされています。そのとき、契約更新の時しか分からないんですけども、借りてる人はですね、契約更新のとき、もう被相続人がいない、相続人がいないもんですから、契約できないんですね。

そうしたとき、ただで畑、田んぼを作っていることになるんです。それで税法の改正によって使ってる人に、納税通知を出すことができるというふうに法が変わっているみたいなんですけどその辺はは手続をされていらっしゃるんでしょうか税務課は。

税務課長（畦地茂穂課長）

令和2年度税制改正において調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が1人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産税、台帳に登録し、令和3年度分から固定資産税を課すことができるようになったことは承知しておりますが、当該条件に合致するような案件は承知しておりません。条件が合致した場合には、手順を踏んで課税することになります。

12番（木佐貫徳和議員）

そこは、いっぱいいらっしゃるんです。借りている人は、もう誰も死んでいないからただで使ってるよという人はいっぱいいらっしゃいますので、農業委員会と連携して、料金設定が設定できないわけですので、それはそのときはもう必ず使ってる人に課税ができることになっていますので、そこら辺はしっかり、横の連携をしっかりして取り組んで頂きたいと思います。

それから昨年22件、建物が建設課の申請で取り壊されております。今年は26件だったそうですけれども。その中で、補助金交付申請を出すとき、私は思うんですけど、その後の土地の利用はどうされますかというのをこのアンケートをとって売ってもいいよ、あげてもいいよ、隣の人が欲しければあげてもいいよと、

そういうアンケートをとって固定資産税につなげることは、対策につなげることができると思うんですけど、そのようなアンケートをとることは、担当課は企画観光課になるんでしょうか。お尋ねします。

町長（石畑博町長）

確かに税の関係等も含めて、家屋の取り返しが多分発生してることは、事実であると思います。取り壊しの分の担当は建設課ですので建設課長に答弁させます。（建設課での答弁なく、町長へもどる）今議員がおっしゃったように、確かに、こちらに居住されていない方々がそういった対応になった場合の部分についてはですね例えば隣接の方とか、その地域の自治会長さんとか等にお尋ねをしたりとか、公共用地等々も含めた形で、利用の今後の対応という部分には良いやり方だと思しますので、今後対応はしていきたいと思えます。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

いずれにしても税務課は、納税義務者が変われば徴収対策につなげることができるわけですので、そこら辺は建設課が中心にして、横の連携で取り組んで頂きたいと思えます。この相続登記の義務化というのは過去にも遡ってじいちゃんばあちゃんのやつもしてないのも、全部該当ですので、そこら辺は口頭でしつかり、周知をしていただきたいと思いますので、お願いいたします。

それでは、最後の質問をお願いします。

町長（石畑博町長）

ちょっと捕捉がありましたので企画観光課長に答弁させます。

企画観光課長（愛甲真一課長）

先ほどの空き家登録、空き家バンク、土地の登録に関係するご質問かと思っております。今年度、建設課のほうで、空き家対策の利用実態のアンケート調査を実施しております。その中で、この建物はどうされますかっていうような、問合せの質問等もありますので、今年度それを取りまとめた結果である程度、この家はどうかされるというような、情報が得られると思えます。その結果を踏まえまして、今後、町の補助金を例えば使われて取壊しをされるような、相談等があった場合には、今年度のアンケート結果と踏まえまして、空き家、空地、空き家対策の登録はされませんか、というような情報提供には努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

私が質問したのはですね、22 件取り取り壊されました、それで、空き地になるわけですね。この空き地になった土地は、どうされる予定ですかというのを、どっかの課で、するべきじゃないですかと。そして、これはもう要らないから、例えば隣の人が欲しいと言え、あげますよ売りますよというアンケートをとれば納税対策につなげることができるのではないですかという質問だったんです。

ですので、横の連携をしっかりと、そこを一緒にしてほしいということです。もう、いいですので、それをお願いします。次の質問をお願いします。

町長（石畑博町長）

次に木佐貫議員の第 3 問、伊佐敷トンネル裏の旧道についての第①項、昨年発生
の台風 6 号以来以降、通行止めになっているのが、が解除の見込みはいつ頃
なるのか何うとのご質問でございます。

国道伊座敷トンネルと並行する町道伊座敷浮津線の災害復旧工事については、
国の災害査定を終え、現在は単価組み替えなどの実施設計を行っており、県の審
査を経て、工事発注の予定としております。

通行止めの解除については、事業費から、標準工期を算定いたしますと、工事
完了時期は令和 6 年度末となる予定ですが、工事の一部完成時点などにおいて、
通行の安全が確保された場合には、少しでも早く通行止めの解除ができるよう努
めてまいります。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

災害工事が終了するまで解除しないということでありますけども、2 月 20 日と
23 日に、画面を見ていただければ分かるんですけども。（書画カメラ画像投映）

事故発生というランプが点灯したんです。夜間でした。12 時過ぎ、夜の 12 時過
ぎですね、点灯したんですけど。これを担当課は把握されていらっしゃるんでし
ょうか。お尋ねします。

町長（石畑博町長）

詳細については建設課長に答弁させます。

建設課長（中村喜寿課長）

ただいまのご質問でございますが、2 月 20 日、23 日、錦江警察署、大隅肝属消
防組合佐多分署及び大隅地域振興局に確認したところ、両日における事故の発生
は確認できませんでした。大隅地域振興局によりますと、点検をしましたが、異
常は見られず、何らかの原因で誤作動したものと見られるとの報告を受けており
ます。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

23 日は分かりませんが、2 月 20 日は 12 時を回ってから、物すごい音がした
んです。衝突音が、そして私の家の近所隣の人たちが出てきて、何事ですか何事
ですかと心配して、そしたらすぐ事故発生というのが出たんですね。

多分、私が想像ですけど、自損事故で届をしないでそのまま行かれたんじゃない
かと思うんですけども、事故がなかったというのであれば幸いですね。

ところが夜間の事故の場合通行にそんなに支障はないんだと思うんです。

ところがこれがもし昼間に、昼間に事故が発生したとき、どうしても、迂回路
をつくっておかないと交通に支障があると思うんです。

トンネルができる前まだ国道の時、同じような崩落があって、転石の大きいや
つが、落石防止柵を破損して、大きな石が道路の真ん中に落ちたんですね。

そしたら県はすぐ、撤去して、ポケットをつくって大型土嚢でセンターに、土
嚢を 2 段ぐらい積んで、すぐ通行できるようにしたんです。

だから、先ほど、工事が終わるまで危険であるので、まあそれは道路管理者として正しいと思うんですけど、しかしながら、私が思うのは、昼間に事故があったとき、通行できるような体制をとっておかないといけないんじゃないですかということなんです。ですので、今もう全然管理されてないもんですから、両方から塞がって真ん中しか通りません。1.2キロまで行けますという、看板があって、魚釣りはもういっぱい来て道路真ん中に車をとめてます。ですので、昼間に事故があったときに対応ができるような、体制をとっていただいて完了していただきたいんですけど、建設課はどうでしょうか。

町長（石畑博町長）

工事発注がちょっとずれておりまして、大変ご迷惑をかけております。工事の性質上、発注してからいわゆるロックキーパーの製品製作ということで、この工期もとってる中で、いかにして今おっしゃいましたように交通事故からの迂回の機能をつくるかという部分では非常にこのいろいろ検討もしておりますけれども、今おっしゃいましたとおり、車道幅員から外の路側帯の部分にもまた、仮設として、道路等をつくれる仮説道の余裕もございますので、そういったことも含めて工事施工中においても万が一のときには早い段階で、車が通れるような形の部分は可能とも思いますので、そういった方向で、1番は工事を早く完成することであってですね、ただ、有事の際については通れる努力はしていきたいと思えます。よろしく願います。はい。

1 2 番（木佐貫徳和議員）

昨日たまたま行ってみたんです現場まで。

そしたらですね、二、三日前の雨で道路にこんなに、土砂がたまって、その上を、軽トラがはまってましたので、入ってですね、勝手に入ってはまってましたので、遮断するときはもう完全に遮断して、昼間の事故のときだけ通行できる体制をとって安全確保に努めていただきたいと思います。以上で質問を終わりたいと思います。

議長（松元勇治議長）

休憩します。

1 0 : 5 4
~
1 1 : 0 1

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き再開します。

次に後藤道子議員の発言を許します。

[1 番 後藤 道子 議員 登壇]

1 番（後藤道子議員）

令和6年3月11日は東日本大震災から13年になりました。国の第2期復興創生期間が2025年までの残り2年となる中、ハード面の復興工事について、震災から13年経っても復興途上にある状況です。災害はいつ起こるか分からないものですが、行政として出来ることは、万が一に備えての整備が必要と考えます。その為には人材の確保が大事になってきます。

そこで、令和6年の施政方針が示されましたので、次の3問6項について質問いたします。

1問目は、ブロンズ人材センターの体制について質問いたします。

引き続き、関係人口拡大の取組みを実施し、移住・定住希望者の要望に的確に対応できるように、ブロンズ人材センターの体制や業務の見直しを進めるとのことでした。

①項目は、現在の業務内容について。

②項目は、施政方針の中で体制や業務内容の見直しをされるとのことですが、どのようにされるのか伺います。

③項目は、移住コーディネーター設置の取組みについて伺います。

2問目は、消防機能の強化についてです。災害発生時は、町民の主体的行動が大切であり、公助の支援が届くまでには時間がかかります。その際に、消防団の存在が大事になってきますが、近年は消防団員の減少と高齢化が問題となっているようです。

そこで、①項目は、消防団への加入促進のためにどのような取組みをされているか伺います。

②項目は、現在、佐多地区においては女性消防団が結成されていますが、根占地区でも結成する考えはないか伺います。

次に、3問目は、子ども医療費の窓口負担ゼロについてです。鹿児島県は全国で唯一、子ども医療費の窓口負担がある県です。色々な団体が陳情書を提出されていますが、未だに解決されていません。町長は兼ねてより子育て日本一を自負していると言われてしますので、今回、町単独で子ども医療費の窓口負担ゼロを導入する考えはないか伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

後藤道子議員の第1問、ブロンズ人材センターについての第①項、現在の業務内容を伺うとのこと質問でございます。

ブロンズ人材センターの設置目的は、「労働者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会の確保及び情報の提供並びに移住・定住希望者の募集及び相談に総合的に対応する」と定められております。

ご質問の業務内容でございますが、目的達成のために求人情報提供事業、請負事業、移住定住促進事業、お試し住宅管理事業、6次産業化支援事業などが実施されております。

1 番（後藤道子議員）

今、業務の内容を説明していただいたんですが、今この業務を何名でされているのか伺います。

町長（石畑博町長）

詳細は企画観光課長に答弁させます。

企画観光課長（愛甲真一課長）

現在の事務局体制でございますけれども、局長とパート職員が1名おられます。その他、作業加工部門としまして、パート職員4名の方が必要な時期に雇用されているというような状況でございます。

1 番（後藤道子議員）

今、局長ほか1名、あとパートさんが4名ということですが、今、町長の説明の中では色々な事業を抱えていらっしゃると思うんですが、その際に今のこの現在の体制で、人材的に不足している部分というのはなかったのでしょうか。

町長（石畑博町長）

ブロンズで直接する事業のみじゃなくて、それはそれで今回っておりますけど、色々な形の他の組織がございますので、その組織との連携の中でブロンズ人材センターがいわゆる段取りをする部署としてですね現段階では運営されております。

1 番（後藤道子議員）

今の体制でやられて、今後2問目に入るんですが、体制が変わるてどのような体制に変わられるのか、次の②項目お願いします。答弁をお願いします。

（「2問目。」との声あり。）

②項目。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

次に後藤議員の第1問第②項、施政方針の中で、体制や業務内容の見直しをされるとのことだが、その内容を伺うとのご質問でございます。

ブロンズ人材センターは一般社団法人として運営されておりますが、現事務局長が内部検討をした中で次回総会までで、退任される予定となっており、令和6年度は、新たな事務局長での体制となります。

また、業務内容の見直しにつきましては、移住者、NPO法人、地域関係者などがネットワークを構築し、より移住定住促進事業に重点を置いた業務内容への見直しを検討されております。

1 番（後藤道子議員）

この今ブロンズ人材センターは、移住定住の関連のこともやられていらっしゃると思うんですが、この定住により人口が増加すると、地域内外に新しい交流が生ま

れ、町の活性化に拍車がかかるというふうに感じております。

また、施政方針の中でも、町長のほうが移住を希望される方々が不安なく安心して移住に繋げられるよう、先輩移住者の方々と組織された移住定住促進協議会を中心に、移住される方々への居住環境や新たな起業への支援を行うことにより、移住定住に優しい南大隅町として町や人々の温かさを伝え、移住先として選ばれる地域を目指してまいりますというふうに施政方針で述べられています。

私としても、民間の方が出来ることがたくさんあるので、その力を借りて事業を進めるという考えは非常に良いというふうに考えます。

その中で、具体的に今後の体制は、民間に業務を委託、そういう形というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

町長（石畑博町長）

これまでブロンズ人材センターの位置づけが、シルバー人材センターのそれに該当しない60歳未満の方という位置づけでスタートをしておりますけれども、なかなかその部分ではその業務そのものに対応し得る方々のお集まりがないというようなことで、形としてはそれで進んで来ておりましたけれども、色んなご意見・ご要望等をこの3年間で頂く中では、やはりブロンズ人材、一般社団法人ですけれども、この形を、今先ほど申し上げましたとおり、移住定住をメインとした形の流れにですね、これまで移住をしてきた方々が来られた時の自分たちの思いとか、今の思い、そしてまた来る方への思い、そういった事を、出来るような形に中身を変えていきまして、将来的には呼称も名前も、それに見合った名前に変えていけるかなということでは、私としての思いはございます。

1 番（後藤道子議員）

私もそのように考えます。我が町は人口減少が非常に進んでおります。その中で、やはりその移住定住、この関係人口を広げるという意味でもですね、ここに力を今入れるべきであって、このコロナ禍で地方に移住するという若い人たちの流れがあるようですので今を逃してはいけないと思うので、非常にここは大事な部分だというふうに思います。

また移住定住の希望者の窓口という部分では、非常に役所に相談というのは非常に敷居が高いような形にありますので、先ほど町長もおっしゃられたとおり、現在うちのほうに移住して来られてる方々は先輩方は色んな経験をされて、行政側からは気づかないような点も、移住定住されて来た方は細やかなところまで気がついて、相談に乗ることができるというふうに考えますので、その辺りは必要だと思います。

そこで質問なんですが、これまで南大隅町に移住されて来ていらっしゃる方は何名か伺います。

町長（石畑博町長）

詳細は企画観光課長に答弁させます。

企画観光課長（愛甲真一課長）

ご質問の移住者の数になりますけれども、県のほうに報告をするようになった時点からの数値になります。平成26年度から県のほうへ移住関係者の報告をするようになっておりまして、令和4年度までの数値になりますけれども、全体で84世帯、

174名の方に移住を町の何らかの補助金等を使っていたいて、町のほうに移住をしていただいております。

1 番（後藤道子議員）

去年なんですが、総務民生の所管事務調査でえびの市の移住定住のことでちょっと視察をしてまいりました。その中で、えびの市は一応年間100名というのを目標にされているようでした。我が町もその移住定住の方を何らかの目標的なものがあると更にこの事業が進んでいくのではないかなというふうに考えるんですが、町として年間の移住者をどのくらいという目標を持って、こういう事業は今までされてなかったのか。されていたら目標の人数とかが分かればお聞きしたいと思います。

町長（石畑博町長）

移住者に対するですね何人を目標というのは、それはしておりません。

1 番（後藤道子議員）

町外から移住された方々に幅広い観点からの提言を頂いて、移住定住のワンストップ窓口や移住コーディネーターの設置の取組みを進めたいというふうに町長が施政方針の中でも言われています。

私は目標を持ってやることは悪いことではないというふうに考えますので、その辺はまた検討していただければというふうに思います。

では次に、移住コーディネーター設置をされるということなので、③項目の答弁をお願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

次に、後藤議員の第1問第③項、移住コーディネーター設置の取組みについて何うとのご質問でございます。

移住コーディネーターは、町で新たに要綱を制定し、人員を設置しますと年間1人当たり3百50万円を上限として必要な経費が特別交付税措置される制度となっております。

令和6年度は、業務内容を見直し、移住定住促進事業をブロンズ人材センターの柱と位置づけることが検討されておりますので、移住コーディネーター制度を活用することで、移住定住のワンストップ窓口体制が構築されるものと考えております。

今後の動きとしましては、他の自治体の移住コーディネーターの取組内容等を調査し、設置に向けてブロンズ人材センターと協議を進めてまいりたいと考えております。

1 番（後藤道子議員）

今、移住コーディネーター設置をとわれているのですが、この移住コーディネーターの選定はどのようにされるのか伺います。

町長（石畑博町長）

詳細は所管します企画観光課長に担当させます。

企画観光課長（愛甲真一課長）

移住コーディネーターの公募というふうな形になるかと思いますが、まだ現時点では方向性がまだ決められておりませんので、令和6年度がブロンズ人材センターが新たな体制でスタートをされまして、その中で必要性がまずは合意形成されることがまず手始めになるかと思っております。

その中で募集の方法でありますとか、こういった人材を募集することになるかということにつきましては、その中で協議がされていくというふうに考えております。

1 番（後藤道子議員）

先ほどもありましたとおり、この移住コーディネーターは、特別交付税措置がありますので、大変有利に進められるというふうに思います。また、こういう方がいらっしゃれば、より移住定住の話が進みやすいというふうに思います。

その中でですね、えびの市の起業支援センターのほうで視察をさせていただいた時に、そこでインキュベーションオフィス、そういう施設、創業初期段階にある起業家の事業拡大や成功を支援する目的のもと、通常よりも安価な賃料で事務所スペースを提供したり、インキュベーションマネージャーによるサポートを提供、これは起業するのに色んな資金調達や人材紹介とか、起業に関する様々なサポートをするというマネージャーということ置かれてやっていたらいいと思います。

今この移住コーディネーターもなんですが、こういう支援的な部分をされるマネージャー的存在、こういう経験がある方を置かれてされるというのがよいのではないかというふうに考えるんですが、この移住コーディネーターは今からということですが、その辺りも踏まえた形のものでされる考えはないかちょっとお伺いします。

町長（石畑博町長）

今、えびの市の例を出させていただきましたけど、いわゆる一般的な移住ということの今のブロンズが考えてるのは中身でございますので、今言われたように起業に対するそういった経営云々とか、そういった部分まで手を広げちゃうと、対象の候補の方とかなかなか絞りにくくなりますので、今現段階では南大隅町に思いを思っていたいて来ていただける方々が、農業それから第一次産業等を含めた形で来れる形の移住コーディネーターという形ですので、一般の移住者の方という考えの中で進めていくことになると思います。

1 番（後藤道子議員）

他の地域でのことなんですが、一応移住されてる、して来られる方の大体が起業をされたりとかというのがほとんどなので、やっぱり今後はですね、うちは第一次産業が主な町ですが、その起業をされる方にも支援をするという方向性も踏まえてこの移住定住には望んだほうが私はよいのではないかという思いがあってこの質問をさせていただいております。

若い世代は何かをやりたくて移住を決断して来る人たちを町が支援しますよという窓口を広げて迎えるということが有るのと無いのでは、移住先に選んでもらえるというのにはそこに差が出るというふうに考えます。

なので、この起業に偏ってという意味ではなく、就農も含めて起業支援もうちの町は移住定住の方にも幅広く支援しますよということを謳いながら、移住定住促進

に努めていただきたいという考えでありますが、町長はどのようにお考えですか。

町長（石畑博町長）

移住をする方は当然仕事を持ちつつ探しつつ来られますので、これまでも、例えば、チーズを作られる富田さんとか、そしてまた浜田さんとか、色んな方々が移住を併せて起業もされておりますので、その部分については別途にそういった支援の窓口とか、そこは十分機能させていただいて、今、企画観光課が窓口になっておりますので、そこのこの調整するのがブロンズ人材センターであって、ですから、そこに来られた時に新規起業をされるのであれば、そういった方々への窓口のご案内とかしていかないと、一番はブロンズで全部できるのがいいんでしょうけど、それはもうなかなか今現在農業においても経済課が窓口になって農地の斡旋等についても滞りなくやっておりますので、そういった質の移住コーディネーター、そしてまたブロンズの在り方という位置づけをしていければと思います。

一番は、最終的に色んな組織を束ねるのが一番いいんでしょうけども、そこまで行き着くまでにやはりこれから先の色々努力も必要だと思いますので、目標的には持っていきたいというふうに思います。

1 番（後藤道子議員）

町長は、いつもスピード感を持って当たるというふうに言われてますので、スピード感を持ってそういうふうに対応をしていただければと思います。

次、2問目お願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

次に、後藤議員の第2問、消防機能の強化についての第①項、消防団への加入促進のため、どのような取組みをされているのか伺うとのご質問でございます。

令和6年3月1日現在、本町の消防団員数は209人となっております。年々減少傾向にあるところでございます。

また、団員の確保につきましては、全国的にも大きな課題であり、地域住民の安全・安心を守る団員数の減少は、地域防災力の低下につながることから、早急な対策が必要であると感じております。

このようなことから、消防団員の処遇改善や広報紙による団員の募集、各分団において年間を通しての団員の勧誘等も行っておりますので、引き続き団員の確保に向け、消防団と連携しながら取り組んでまいります。

1 番（後藤道子議員）

令和5年度の消防団員の新規加入団員数が分かれば、それと退団された方が何名いらっしゃるかが分かれば。

町長（石畑博町長）

詳細は総務課長に答弁させます。

総務課長（熊之細等課長）

5年度の加入者と退団者数ですけれども、6年3月1日現在の新規加入団員が6名となっております。そして、退団者が2名となっております、更に3月31日付で4名が退団予定となっておりますのでございます。

1 番（後藤道子議員）

聞くとところによりますと、その退団者は高齢の方が退団ではなく、若い年齢の方も退団をされた方がいらっしゃるというふうに聞いたのですが、この退団の理由とかというのは調査をされたのかどうか伺います。

町長（石畑博町長）

退団についてはご本人の自己都合ですので、何でかというのは、やはりプライベートなことになりますので、聞いておりません。

ただ、退団される方のいわゆる子どもさんがいらっしゃる、地元にいる、是非入ってくださいということで、そういった流れは今出来ております。

1 番（後藤道子議員）

人口減少もありますので、加入が進まないというのは要因はそういう部分でもあるというふうに考えますが、消防団の役割としては、特に災害時などは公助による支援までには時間を要するため、自助・共助による支援の重要性が必要不可欠というふうに思います。

その中でも、中心的な役割を担うのが消防団でありますので、今後、消防団のこの加入促進というのには力を入れるべきであって、加入を声かけをするのは各団体でされると思うんですが、この団員確保は個別の声かけなどをされてやっていらっしゃるのか、どういう加入の促進をされているのか具体的な中身的、分かりますか。

町長（石畑博町長）

現段階の加入の促進というのは、まずは広報紙等で常に申し上げておる中で、消防団、それぞれの分団の中で対象の方がいらっしゃればそういった方に声をかけたりとかして、今度は違う組織での懇談の場に地域にいる若い方々を呼ばれて、その中でどうかという中で消防団加入に入ってる方もきっかけとしてはそういった流れでもあります。

ただ、ご自身の都合でございますので、今議員が言われたとおり、団員数が減っているのには本当に危惧しておりますので、今年度色んな部分でまた予算もお願いしまして、例えば、消防自動車が有事の際に出る時の最小限の人数の確保という部分でも、それにも影響が出ておりますので、それも踏まえつつ、年間的には対象の方にはまずは今のところでは消防団の方々が中心になって、地区ごとの掘り起こしに努めているところでございます。

1 番（後藤道子議員）

皆さん、消防団に入って活動をするというのに抵抗がある、その抵抗のどういう原因かということと色々あると思うのですが、やはり、消防団の必要性というのを広く町民に理解していただいて、周知を図るというのも一つの大きな手段ではないかなというふうに考えます。

第2次総合振興計画の中にも町民との協働の町づくりというのがあります。町民の町政の参加意識の高揚や参加の機会の充実を図り、住民活動団体などの活動を支援するなど、町政の多様な分野で町民参加と協働による町づくりを推進するというふうにありますので、今後もこの消防団はなくてはならない存在なので、この加入促進のために町としては支援的な部分を大いにやっていただきたいというふうに希望します。

この加入促進のためには、次の②項目、女性の力というのも必要ではないかなというふうに考えて、②項目の質問の答弁をお願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

後藤議員の第2問第②項、根占地区にも女性消防団を結成する考えはないか伺うとのご質問でございますが、女性消防隊ではないかと思えますねこれ。

本町におきましては、女性の視点を活かした消防・防災活動により、地域に根ざした安全・安心なまちづくりのため、平成26年7月に南大隅町女性消防隊が結成され、火災予防の広報・啓発、各種訓練、災害時の後方支援等の活動をしているところでございます。

消防団員が減少する中では、女性の視点を活かした女性消防団員の確保と女性消防隊の拡充は必要であるということで十分感じております。

1 番（後藤道子議員）

うちの南大隅町でも女性消防隊がありまして、現在、女性消防団員のうちの町の人数と、そのほか近隣の市町村の団員数が分かればそこもお聞きしたいですが。

町長（石畑博町長）

詳細は総務課長に答弁させます。

総務課長（熊之細等課長）

本町を含めた大隅管内の女性消防団員数でございますけれども、3月1日現在の数字でございます。鹿屋市が31名、垂水市が20名、曾於市が8名、志布志市が11名、大崎町が7名、肝付町が13名、東串良町が12名、錦江町が8名、南大隅町が現在9名となっているところでございます。

1 番（後藤道子議員）

今管内の女性消防団員の数をお聞きしたところなんですけど、各色んな地域でもこの女性消防団員がいらっしゃるということなので、是非今うちの町は9名ということですが、これを増やす方向性で何らかの対策を取られる考えがあるかどうか伺います。

町長（石畑博町長）

詳細については総務課長に答弁させます。

総務課長（熊之細等課長）

本町の女性消防隊については、発足当時14名で結成をされておりましたので、現在9名ということで、なかなか減少傾向にあるというのは通常の消防団員も含めてということで認識をしております。

これまでに広報紙等でも募集を行ってきたところではありますけれども、なかなか入団していただかないということですね、今後もまたちょっと工夫しながら隊員の募集に努めていきたいというふうに思っております。

1 番（後藤道子議員）

広報紙のほうで募集をかけていると言われていますが、なかなかその広報紙で私も加入したいですということは、ほぼないというふうに私は考えます。

そこで提案なんです、うちの町にはこの前新聞にちょっと2、3日前でしたかね出てたんですが、幼年消防クラブというのが保育園のほうにあります。

これは園児の消防クラブなんです、これは多分ですね、新聞に書いてあったのは、錦江町と両町の園児とのイベントを南部消防がされたというのが一応36回目というふうに書いてありました。子どもたちにですね、防火意識の育成を目的とした組織の南部消防署でイベントを36回目との記事でしたが、消火器の使い方や心臓マッサージの仕方の他、バーベキューなどで服に火が点いた場合の対処の仕方などを学ぶこのような機会を親子で学ぶということも、今後必要ではないかなというふうに考えてですね、そこで私が提案するのは、子どもさんをこのイベントなどに参加をされる場合は必ず親御さんも参加をされます。

なので、ここをですね親の方も保護者もこの消防団員というのはすごく敷居が高く感じられるかもしれませんが、子どもさんと一緒になって活動をする、イベントに参加をするとそういう考え方のもと、南大隅町でこういうイベントなどを開いてその窓口を広げて、女性消防団員の加入促進というのに繋がられないかなというふうに私は考えるんですが、その辺りを課長はどのように。

総務課長はそういう考え等は受入れられませんか。

町長（石畑博町長）

幼年消防クラブの研修、訓練は両方ありますので、Aコープの前でもあったりしますので、しておりますけれども、じゃあそこに子どもを連れて来たから消防隊に入れるかという、それが繋がれば一番いいんでしょうけども、なかなかそんなにはいかないというのが現状じゃないかと思います。

ですから、今議員も心配されておりますとおり、女性消防隊としての部分でするのであれば、1人1人加入じゃなくて、やはりこの誰かキーマン、チームリーダーとしての形の、どなたかがみんなで入ろやと、消防に入ってみろや、というそういったイメージ作りからがスタートではないかということで、一時期根占地区のほうでもそういった機運もありましたけれども、なかなかそれが現実の消防団女性消防隊加入への流れまで繋がらなかったのも現実でありまして、なかなか仕事をしているお母さん方、そしてまた働いてるお母さんにご相談するには、この事業所のご理解とか、そしてまたそういった環境化とかでも相談もするべきところもあるし、そこをご相談申し上げたいというような形をお願いをできればと思います。

ただ、今、消防団の中では今あるのは、例えば、建設事業においては、消防団員が入ってますと、例えば入札時の総合評点が加点されたりとかして、そういった意味では、男性の方々も増えているのも事実ですので、色んな方法を考えて、皆さん

が入りやすいイメージのこの環境を作るべきかなというふうに思いますので、引き続き努力もしていきたいということでは考えております。

1 番（後藤道子議員）

この幼年消防クラブののを引き合いに出したのは、どこの県だったかはちょっと分からないんですが、小さい時から消防というのにこういう研修を受けた子どもさんが、お母さんがたまたまその消防女性隊として団員として活躍をされててその姿を見て、社会人になって私も女性消防隊になりたいという憧れを持ってなりましたというのを、私はテレビだったかちょっと記憶にないんですが、そういうのがあったもんですから、うちの町にせっかくこういう幼稚園児の消防クラブがあるのであれば、そういうのを利用して促進に繋がればというので提案したまででした。そこを参考にいただければというふうに考えます。

では、3問目お願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

後藤議員の第3問、子ども医療費の窓口負担ゼロについての第①項、町単独で子ども医療費の窓口負担ゼロを導入する考えはないか伺うとのご質問でございます。

現在、18歳までの子ども医療費につきましては、一旦、窓口で自己負担分をお支払いいただき、後日、指定口座に振り込まれる自動償還方式を行っております。なお、非課税世帯におきましては、18歳までの窓口負担がゼロの現物給付方式となっております。

今回、鹿児島県が未就学児の課税世帯に対して、現物給付方式の導入の意向が示されておりますので、それにあわせて、本町におきましては、18歳まで拡大して窓口負担ゼロの現物給付方式の導入を行う考えでございます。

1 番（後藤道子議員）

県がそういう方向性になったということは大変喜ばしいことだと思います。うちの町は、18歳までの無料化というのはだいぶ早い段階でされてきているので、そのことで私も町単独で先に他のところよりもするべきじゃないかというふうなのでやるということを示されましたので、大変私も嬉しいんですがビックリしております。

そこで、実施をされるということなのですが、いつから実施をする予定かお聞きします。

町長（石畑博町長）

鹿児島県が実施する流れに乗って、鹿児島県は6歳までですけれども、未就学児ですので、うちはそれを18歳まで広げる予定ですので、詳細については担当課長のほうにわかりやすく説明させます。

介護福祉課長（中之浦伸一課長）

県の動きですけれども、結論から言いますと、まだ具体的にいつからというのは示されていない状況でございます。

状況といたしましては、県が令和6年度の当初予算に、子ども医療給付制度導入円滑化事業という新規事業で事業費を計上してございますので、これの進み具合によって変わってくる決定するというふうに理解しております。

また、県としては既に県内市町村のこの現物給付導入に関わる意向調査等は当然行われているという状況でございます。

1 番（後藤道子議員）

今、子ども医療費給付制度は住民税・非課税世帯の場合はうちの町は高校生までということ、これは高校生まででされてるんですが、この人数は分かりますかうちの町の。

介護福祉課長（中之浦伸一課長）

非課税世帯のということですか。非課税世帯の対象世帯が現在75世帯、153名です。

1 番（後藤道子議員）

今、非課税世帯が75世帯の153名の方は窓口負担ゼロでされているんですよね。ですよね。

ということは、県のされるのは未就学児の窓口負担ゼロということになると思います。それに加えて、うちの町は高校生までを引上げてされるということなのですが、この県に合わせてやらないといけなんでしょうか。

うちの町が今その制度的には非課税世帯のほうでやられているので、私はうちの町は子育て日本一を自負するというふうに言われているのであれば、早急にこれはやってもよいのではないかというふうに考えるんですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

町長（石畑博町長）

今、垂水市は18歳まで窓口負担ゼロと謳ってますけど、これ垂水市内の病院だけなんです。そうなっちゃうと不具合が生じるもんですから、一番は県内の医療機関との協議となりますので、それが整わないと、今おっしゃったような流れになるのが一番いいんですけども、それをしてからのことになりますので、今回鹿児島県が動きましたので、それに合わせた形でうちは動こうということで、恐らく県内でも幾つか出てくるのじゃないかなということで、今の18歳までの医療費無償化の市町村が幾つかありますので、そうなるのかなあということで私としては思慮しておりますので、担当課長としてはそういうことやな。

1 番（後藤道子議員）

では、年内にこの窓口負担ゼロを導入するという方向性であるというふうに認識してよろしいでしょうか。

介護福祉課長（中之浦伸一課長）

年内ということは言っていないつもりですけども、とにかく県のほうもスピード感を持って取り組んで頂けるとは思いますけれども、時期は未定でございます。

1 番（後藤道子議員）

先ほどから申しているように、子育て日本一を自負している町だからこそ、このスピード感を持って町民に喜んで頂ける町づくりを目指してらっしゃる町長ですので、令和6年度内に導入をされるよう希望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（松元勇治議員）

次に、浪瀬敦郎議員の発言を許します。

[5 番 浪瀬 敦郎 議員 登壇]

5 番（浪瀬敦郎議員）

令和5年度最後の議会登壇に当たり、この1年間、町長をはじめ行政執行部の皆さんには、議会答弁など、ご苦勞されたことと思いますが、お互い、南大隅町の発展、町民の幸せを第一に考え、意見提案していることをご理解いただきたいと思います。

さて、皆さんご承知のとおり、県下一高齢化率の高い町であることから、高齢者に寄り添った施策は当然であります。子育て世帯が住みやすい環境整備や町内で仕事に従事できる施策も同様に進める必要があります。学校給食の無償化や診療費の負担ゼロなど、国が費用を補填する以外に町独自で魅力ある施策を来年度は期待したいと思います。

通告した質問ではありませんが、例えば、総合病院の建て替えに当たり、産婦人科や小児科の併設も有力な施策であると思いますので、先方に要望し実現していただくようお願いいたします。

また、西之表市の馬毛島基地整備に関し、賛否両論はありますが、国策による国費投入で、景気浮揚の状況などマスメディアを通し見聞きしております。更に、さつま町では、弾薬庫計画が国で検討されているなど、国防に対する危機意識も高まっている中、辺塚地区の射撃場について、自衛隊の常駐化の要望や弾薬庫の基地調査など防衛省への陳情も本町の経済発展や人口減少の歯止めの起爆剤に繋がるものであり、行政で検討頂きますようお願いいたします。

前置きが長くなりましたが、2点ほど質問させていただきます。

まず1問目、介護福祉について。①町内のシニアカー利用者の状況を伺う。②町でシニアカーをレンタルする考えはないか伺う。

次に2問目、山川根占フェリーの運航について。①利用状況を伺う。②山川根占航路運航推進協議会の取組みについて伺う。

以上、壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

浪瀬敦郎議員の第1問、介護福祉についての第①項、町内のシニアカー利用者の状況を伺うとのご質問でございます。

シニアカーは、歩行困難や自動車運転免許証を保有されていない高齢者の日常の移動手段として活用されております。町では、日常生活支援や外出機会の確保を目的に、令和3年度から購入費用の一部助成を実施しており、令和3年度から現在まで

の助成件数は、19件でございます。

5 番（浪瀬敦郎議員）

恐らく19台というのは新車の台数だと思いますが、その中で、町の助成を知らずに町外で購入に走られる、そして、その業者の方が優しくおっしゃってくださる場合もあるんです。優しくしてくださるのは、購入者に対してお宅の町では南大隅町さんでは補助制度がありますよと言うて、そこで分かって町内で購入される。

だから、この周知の仕方がまだ足りないのか、それか高額なのでちょっとためらっていらっしゃる方がいらっしゃるのか。この購入の新車台数は助成の台数ですので、この個人売買で買われたのが該当するかしらないか、そこらはどうですか。

町長（石畑博町長）

今、私の中ではその詳細は把握しておりませんが、担当課長は分かりますか。

介護福祉課長（中之浦伸一課長）

要綱の中で、シニアカーそのものについては町内の販売店で購入したjis規格に該当するものというふうになっておりますので、個人の取引と申しますか、補助金の該当はならないものというふうに認識しております。

5 番（浪瀬敦郎議員）

やっぱりできれば、新車で35万・40万高騰しております。だから、その個人売買でも何か譲るとかですね、購入された方が1・2年で廃棄するのがもったいないからやると、そこでお金が動くわけですね。そこらの検討はできないものでしょうか。どうでしょうか。

町長（石畑博町長）

町内で買われた方にはそのシニアカーにそもそも10万入ってるわけですから、同じ車をやり取りすることになるとですね、なかなかそれは如何なものかと思しますので、そこについてはですね、議論としては検討としてはしていきますけど、方向性としてはまだ今ここでどっちとはちょっとなかなか言えないところですね。

5 番（浪瀬敦郎議員）

取扱い店というのは決まりはないんですかね、これ。町内の事業所、整備の許可を持っているとか、通常の部品屋さんとか、購入のお店の制限はないということですか。

介護福祉課長（中之浦伸一課長）

先ほど申し上げましたjis規格のシニアカーですね、これを取扱いができる業者さんであればということで考えております。

5 番（浪瀬敦郎議員）

実際、私は根本的には増えた為に事故が発生すると懸念するものですから、本当は、できれば元気でいてもらって、シニアカーはいらないぐらいの健康づくりもして頂きたい。本当、法律がですね右側通行なんですね。右側。分かるでしょ。車は

左側を走っていくと正面から来る可能性があるから、本当はもう増えてもらいたくない。田舎道では白線も無かったり、路側の白線も消えたりして、中央線を走ってくる可能性が高いんです。だから、そこらもやっぱり増えてもらいたくはないという反面、必要性も考えておるんですが、そこを講習制度とか福祉課のほうで集めて講習するとか、そういうことはできないもんですかね。

（「シニアカーを運行している人にですか。」と町長より声あり。」

（「そうそう。」との浪瀬議員より声あり。」

介護福祉課長（中之浦伸一課長）

今、議員からありましたとおり、シニアカーは原則歩行者と一緒にするので、右側通行ということになります。交通安全につきましては、また警察署のほうとも話をしながら、交通安全という部分ではですねやっていきたいというふうに思います。

また、例えば、老人クラブの活動などの中でも交通安全教室等はやっておりますので、当然シニアカーだけの部分ではありませんけれども、そういう中でも交通安全教育というか、そういうところは今後も取組んでいきたいと思います。

また、参考までにですけれども、そのシニアカーを購入した時ですね、初めてシニアカーに乗られる時には、販売店さんのほうにそのシニアカーの使用方法和併せて、販売店の運転指導、それから日常の点検、それから安全運転に努めるということの同意も頂いた上で、補助金の活用をいただいている、そういう状況であります。

5 番（浪瀬敦郎議員）

機会があったら指導の機会を作っていただいて、高齢者が安全で過ごせるようにしていただきたい。次、お願いします。

〔 町長 石畑 博 町長 登壇 〕

町長（石畑博町長）

次に、浪瀬議員の第1問第②項、町でシニアカーをレンタルする考えはないかとうのご質問でございます。

シニアカーのレンタルは、利用者の負担軽減という事業効果を鑑みますと、必要性については、十分理解できるものであります。ただ、町としてのシニアカーを貸し出すとなると、町の所有物としての管理、修繕、損害賠償保険等の責任が生じてまいりますので、現在、町による対応としては難しいと考えます。

今後、レンタル対応可能な事業者の状況等を踏まえ、福祉施策としては事業化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（松元勇治議員）

休憩します。

1 2 : 0 0

～

1 3 : 0 0

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き再開します。

5 番（浪瀬敦郎議員）

一部助成はあっても高額な為なかなか手が出せないという方、そしてまた、この町で生まれ育って、老後も最後まで生活したいという考え、そしてまた、短期間の利用も可能になるという事情等から考えて、また、公共交通が少ない中での買い物や交流のための外出での利用価値、こういう目的のために考えて提案をしたんですが、先ほど町長が、レンタル対応可能な事業者の状況等を踏まえ、福祉施策として事業化に向けて取り組んでいくという回答でございましたので、私も一安心いたしました。出来るだけ努力していただいて実現可能になるようによろしくお願いします。次、お願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

次に、浪瀬議員の第2問、山川・根占フェリーの運航についての第①項、利用状況を伺うとのご質問でございます。

今年度、2月末現在において、運航回数2,460回、運休362回、内訳としては、旅客が大人45,816人、子供3,403人、合計で49,219人、車両が車18,695台、二輪車が1,963台、合計20,658台となっております。前年度と比較しますと、旅客においては106.3%、車両においては101.9%と増加傾向となっております。

5 番（浪瀬敦郎議員）

令和5年度2月末での利用状況を伺いました。この売上げ額というのはどのようなか分かりますか。

議長（松元勇治議員）

企画観光課長に答弁させます。

企画観光課長（愛甲真一課長）

山川・根占フェリーにつきましては、役割分担をして船を運航しておりますので、この利用料金につきましては、海上業務を担っておられますなんきゅうドックさんの収入として、船の海上での運航のほうに充当されております。

5 番（浪瀬敦郎議員）

売上げ金額は分らないですか。

企画観光課長（愛甲真一課長）

運行推進協議会のほうでは、陸上業務のほうを支援するという形でこの協議会が立ち上がっておりまして、海上輸送の部分につきましては、なんきゅうドックさんの独立採算というようなことでされておりますので、特に数字等の実績等は手持ちに持っていないところでございます。

5 番（浪瀬敦郎議員）

それじゃ協議会のほうに海上運営費用のほうは責任はないというふうに理解してよろしいんですか。

町長（石畑博町長）

あくまでも運航については、なんきゅうドックのほうが運航しておりまして、協議会の中での持ち場持ち場の部分としては、運航については全てなんきゅうドックさんの責任となります。

5 番（浪瀬敦郎議員）

それでは、次の2問目の協議会についてお願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

浪瀬議員の第2問、第②項、山川・根占航路運航推進協議会の取組み状況について伺うとのご質問でございます。

協議会としましては、大きく3つの事業を行っております。

まず1つ目には、航路運行事業といたしまして、フェリー発着に係る陸上業務及び山川漁港・根占港の受付窓口や観光案内所の運営、2つ目には、利用促進事業としまして、各種割引キャンペーン、タクシー利用者助成事業、宣伝広告事業等の実施、3つ目は、安定的航路維持事業としまして、可動橋、待合所内設備の管理、繁忙期の駐車場整備などの取組みを行い、山川・根占航路の安定的運航及びその利用促進に努めております。

5 番（浪瀬敦郎議員）

その協議会の中で、県、指宿市、そして南大隅町、この負担割合というのは分かりますか。

町長（石畑博町長）

詳細につきましては企画観光課長に説明させます。

企画観光課長（愛甲真一課長）

推進協議会の中で、陸上業務のほうを南大隅町・指宿市・県のほうで担っております。

その中で、負担金の部分ですけれども、令和5年度の予算ベースでは陸上業務の全体事業費が3千2百万円になります。その中で、県から元気おこし事業として1千万円を頂いておりますので、残りの事業費が約2千2百万円、これを指宿市と南大隅町でそれぞれ1千1百万円ずつ負担しているところでございます。

5 番（浪瀬敦郎議員）

我が町と指宿市と同額ということを決められたことですので今は何とも言えませんけど、今後もこの割合でいくのか、市と町と同額というのはちょっとげせない

んですが、町長どうですか。この金額に対して。今後の改正点とか要望とか協議会で発言するお気持ちはありませんか。

町長（石畑博町長）

事業料についてはこちらから行っても向こうから来ても、数的には同じ立場の負担になってますので、それに経費が町と指宿で負担するわけではありませんので、今この枠組みでの取組みというのは、過去においてちゃんと整理をされて決められて、その間かなりの年数経っておりますので、今これで安定的な運航が出来てるという感じしておりますので、改めてまたそれを言うべきかどうかというのは、ちょっとどうかと思っております。負担区分の話ですね。

5 番（浪瀬敦郎議員）

つい先日の新聞報道で、おれんじ鉄道、これは私鉄沿線の3市、薩摩川内、阿久根、出水が全県的な支援をお願いするということで、最大7億1千9百万を助成する枠組みを全43市町村が容認したとあるんですよ。

だから、この海の国道とも言われるこのフェリーを、我が町と指宿と県、これで負担するのは如何なものかと思うんですがね。できれば大隅半島、根占港に対しては大隅半島全域で、指宿に関しては薩摩半島全域でという流れを作っていかないと、財政的に持たない時が来ると思うんですよ。経費が下がるということはないと思うんですよ。上がる一方でしょ、恐らく。そこらを考えてちょっと伺いたいんですが。いや、その先々負担割合をですね、大隅半島、薩摩半島、そして県、こういう考えに持っていけないか協議会で発言してもらいたい。

町長（石畑博町長）

肥薩おれんじ鉄道については、今、沿線市町が4市かな、出水、薩摩川内ありますけれども、ここはまだかなり相当額市から負担しております。それでも不足分の赤字に値する分を、市町村振興基金から充当しておりますので、それが今おっしゃった7億と、あと5年間で終わりということとなっております。

今先ほどおっしゃった山・ねじの便については、・・・の市町村に求めるということはありませんけれども、この運航に至った経緯がございますので、経緯については担当課長に説明させます。

企画観光課長（愛甲真一課長）

山川・根占航路の経費でございますけれども、この航路につきましては、平成12年に当時、民間事業者が撤退を表明されまして、当時、その存続に向けて検討会が合併前の2市8町で立ち上がったということで認識をしております。その後、民間事業者が正式に撤退をされまして、第三セクターでの航路の再開などが検討されていく中で、それぞれの市・町の議会において検討がなされまして、最終的にはこの航路は必要ではあるんですけれども、財政的な支援を行うということの判断をされたのは、指宿市、本町の2町であったということで認識しております。

現在の山川・根占航路につきましても、指宿市、南大隅町、鹿児島県、運航事業者であるなんきゅうドックのこの4社が協定を締結しまして、それぞれの先ほど陸上業務、海上業務等々の役割をきちっと明確にした上で現在運航されているものということで認識しているところでございます。

5 番（浪瀬敦郎議員）

利用者数とか数字が出ましたが、利用者の利用目的等のアンケートとかは取った記憶はありませんか。

企画観光課長（愛甲真一課長）

協議会におきましては、平成28年度に利用推進に関するアンケートを取っておられますけれども、その後は協議会としてはアンケートは取っていないようでございます。

5 番（浪瀬敦郎議員）

先ほども申しましたが、我が町の人口減少、指宿市と比べた場合に、経済効果は指宿のほうが高いと私個人的には思っております。

隣の町長さんもおっしゃいましたが、病院が出来て経済効果は上がるということで、失言なのかどうか分かりませんが昨日の議会でも新聞に載っております。

だから何回も言います。我が町と指宿と比べて同等の負担割合というのは、私個人的には納得いきません。どうか協議会のテーブルの上で町長、力を発揮してもらいたい。言いにくいでしょうけど今後のためにですね。もし、なんきゅうさんが赤字が出たと、撤退するということにならんように、協議会でもその枠は保てるような基金を作っていくようにしないと、いずれかは利用者が少なくなれば撤退の可能性もあるかもしれませんので、十分気をつけていただいております。私の質問を終わります。

議長（松元勇治議員）

次に、大坪満寿子議員の発言を許します。

〔 1 1 番 大坪 満寿子 議員 登壇 〕

1 1 番（大坪満寿子議員）

こんにちは。年初めから能登半島大地震、航空機衝突事故など、災害が立て続けに起き、やるせない気持ちになりました。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災地の一刻も早い生活再建を願っております。

鹿児島県も2つの半島があり、私たちもそこに住んでいます。いつどこで起きるか分からないのが災害です。警戒を怠ることなく、災害への備えが必要だと思います。今回の一般質問は、町長が施政方針で述べられた事項について、通告しておりました3点質問いたします。

初めに、ふるさと納税の取組みについてお伺いします。ふるさと納税は、自分が生まれ育ったふるさとや、応援したい自治体を選んで寄附ができる制度で、自分の選んだ自治体に給付することで、寄附のお礼として、その地方の名産品などの返礼品が届く魅力的な制度です。我が町の返礼品も含めてですが、全自治体が返礼品に力を入れており、似たような商品が多く、どこの自治体も返礼品に苦勞しておられるようです。そこで、我が町のふるさと納税について。

①項、今年度のふるさと納税の寄附額をどの程度見込んでおられるのか伺います。

②項、ふるさと納税のルールが昨年10月から厳格化されましたが、本町への影響をどのように捉えておられるのか伺います。

③項、町として、新たな返礼品の発掘は考えられないか伺います。

次に、町民の体力増進について伺います。

施政方針の中で、住み慣れた町で、安心して子どもから高齢者まで、誰もが健康で心豊かに暮らしていくために、健康づくりは欠かすことのできない大切な要件の一つと述べられました。町内各地域で散歩をされる方を多く見かけます。皆さん、健康のため、朝夕散歩を楽しんでおられますが、多くの方から、何キロ歩いたか分かれば楽しみが増えるんだけど、との声をお聞きします。施政方針で、自らの健康づくりに関心を持ってもらうための施策、町民の健康増進のため、町内にウォーキングコースの創設に取り組むと述べられましたが、どのような形でウォーキングコースを設けられる考えか伺います。

最後に、動物愛護について伺います。

まず、令和6年度、新年度予算に猫の不妊去勢手術助成事業補助金を計上してくださいましたこと、大変嬉しく思います。ありがとうございます。私は、これまでに一般質問で、地域猫と多頭飼い・野良猫について一般質問をしてきました。1回目の質問で、南大隅町ふるさと環境美化条例に猫を加えていただき、犬・猫などペット全般を愛玩動物とする、としていただきましたが、狂犬病予防法で国により徹底管理されている犬とは違い、飼い主のはっきりしない猫などは、存在自体が曖昧のまま、現在に至っています。野良猫や多頭飼いの猫はもともと捨て猫の場合と、もう一つは、出入りが自由で不妊去勢手術をしていない猫です。このような猫が地域における野良猫の数を増やし、地域の生活環境に影響を与えつつあると言われていています。町内でも、あちらこちらに地域猫や多頭飼いの猫を見かけます。動物愛護の観点から次の質問をさせていただきます。

①項、多頭飼い、野良猫の現状を伺います。

②項、今後の取組み・施策について伺います。以上で、私の壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

大坪満寿子議員の第1問第①項、今年度の寄附額をどの程度と見込んでいるか伺うのご質問でございます。

ふるさと納税は、町を応援していただく町外の方々の寄附金により、町の財源確保はもとより、返礼品の提供による地域振興のひとつとして重要な役割を担っております。

ご質問の今年度寄附額の見込みでございますが、2月末現在において、7千4百11万9千5百円、件数が6,530件のふるさと納税寄附金をいただいております、令和5年度末では7千5百万程度を見込んでいるところでございます。

1 1 番（大坪満寿子議員）

では、ふるさと納税のPR方法はどのようにされているのかお伺いします。

町長（石畑博町長）

担当課長に説明させます。

企画観光課長（愛甲真一課長）

PR方法のご質問でございます。現在、12のポータルサイト、それから町独自のウェルカムページでの活用をしているところでございます。また、中間事業者と連携しまして、検索連動型の広告もWEB上で導入しながら取組みを進めているところでございます。その他、各イベントや販売会、町人会等でのPRの場面も確保しながら、一定額の寄附を頂いた方には年賀状の発送でありますとか、新商品の案内、それからフェアにつきましては、ダイレクトメールでの送信、そういったところで寄附金の引上げに向けたPRというようなところに努めているところでございます。

1 1 番（大坪満寿子議員）

私も施政方針で町長が述べられたように、寄付を待つふるさと納税ではなく、今、課長が言われたように、イベントなど色々な場所・機会を捉えて、積極的にPRしていただきたいと考えます。次の質問をお願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

大坪議員の第1問第②項、ふるさと納税のルールが厳格化されたが、本町への影響をどのように捉えているか伺うとのご質問でございます。

昨年10月から適用となった総務省の指定基準の厳格化について、主に次の2項目が大きく影響するものでございます。まず一つは、募集に関する費用等について、寄附額の5割以下と定めている対象経費に、これまでは除外されていたワンストップ特例に関する事務経費や人件費など、ほぼ全ての事業経費を含めることとなり、この基準を満たすため、令和6年度より返礼品にかかる費用割合を引き下げることとしております。もう一つは、地場産品基準の厳格化により、返礼品の全体の価値が、地場産品の価値として7割以上のものに限ると示され、パッケージやプリント、ネーミングだけなどでの返礼品は対象から外れることとされました。

以上のことから、増額を目指す次年度以降においては、厳しい状況になることが予想されます。

1 1 番（大坪満寿子議員）

では、取扱いができなくなった返礼品はどのようなものがあるのかお伺いします。

町長（石畑博町長）

企画観光課長に答弁させます。

企画観光課長（愛甲真一課長）

総務省の見直しによりまして、影響のあった取扱いができなくなった商品が4つほどございます。1つ目が、大海酒造が取扱いをしておりました焼酎、2つ目が財宝温泉の岬ちゃんのデザインをしておりました水、3つ目が観光協会が取扱いをしておりました釣り具のルアー、4つ目があまみやの花の定期便、この4つが基準が厳格化されたことによりまして除外されております。

1 1 番（大坪満寿子議員）

では、その4つで返礼品にできなくなった理由が分かれば教えてください。

（「今言いましたよ。」と議長より声あり。）

1 1 番（大坪満寿子議員）

今入ってましたよね。すみません。

除外された返礼品の中のルアーなんですけど、我が町は自然が豊かで、海岸線がすごく長く、美しい海に囲まれた町です。魚の種類も多種です。私は、釣りが好きでよく行くんですが、これはあくまでも例えの話なんですけど、除外されたルアーの起業を我が町に誘致できたら返礼品として復活ができ、町の自然と資源を生かせる企業誘致にも繋がるのではと考えます。

次の質問と関連してきますので、次の質問をお願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

大坪議員の第1問第③項、町として新たな返礼品の発掘は考えないか伺うとのこと質問でございます。

新たな返礼品については、総務省が示す地場産品基準に適用したものとして、日頃から、定期便や体験型、宿泊券など、あらゆる形のものを検討しながら、その都度、当該事業者へ登録の依頼を行っております。

また、年2回ほど開催する事業者説明会においては、中間事業者にもご協力を頂きながら、新規商品の検討や事業者間のコラボ商品の設定など協議を重ね、返礼品に見合った商品は、積極的に登録に向けてのご案内をすることとしております。

また一方、課題としては、町を代表する返礼品としての責任や食品表示法の遵守、ウェブシステムでの受注管理など、負担となる部分もあることから、新規登録の事業者については、中間事業者と連携し、丁寧で分かりやすいご案内により、新たな事業者や返礼品の登録を進めているところでございます。

1 1 番（大坪満寿子議員）

今も述べられて、施政方針の中でも、関係事業者とのコラボ企画をしていくと述べられましたが、具体的な考えがあれば伺います。

町長（石畑博町長）

詳細は企画観光課長に答弁させます。

企画観光課長（愛甲真一課長）

具体的な取組みでございますけれども、ふるさと納税の寄附額を増やすには、どうしてもやはり主力商品を作ることが大きな課題になるということで認識をしているところでございます。

例えばでございますが、1千万円の寄附額を増やすには、1万円の寄附で貰える3千円程度の商品が1,000個必要になります。

例えば、更に1億円の場合は、1万個の返礼品が必要になってまいりますので、そこにやはり対応できる事業者がおられませんと、なかなか寄附額を伸ばしていくということには繋がりませんので、まずは、この主力商品の製作、確立に向けた取組みを令和6年度具体的に検討を進めていければというふうに担当課としても今模索をしているところでございます。

1 1 番（大坪満寿子議員）

商品の確保も大変だと思います。地元企業とコラボすることで南大隅町の特産品を全国に知らしめることができると私も考えますので、ぜひ取り組んでいただきたいです。

根占漁協が返礼品に出しておられる黄金カンパチはブランド化されており、人気も高いとお聞きします。名前を聞くだけでとても美味しそうだと感じることが出来ます。

我が町は、一次産業が基幹産業で米など農産物はじめ、畜産、養豚、養鶏も盛んです。パインアップル、アボカド、パッションフルーツなども他の町に負けない素晴らしい味ですので、黄金カンパチのように、黄金カンパチ＝南大隅と言われるようなふるさと納税をしてくださる方にインパクトを与える南大隅町独自のブランド化にも積極的に取り組んでいただきたいです。商品化しブランド化することで地元業者の所得にも繋がっていくと考えます。

私は、我が町においてのふるさと納税については、まだまだ伸び代があると考えます。貴重な自主財源にもなるふるさと納税です。返礼品も増え、寄附額も上がっていくよう、町の資源や素材を生かし、ふるさと納税に繋がる様々な返礼品を開発できる企業誘致にも取り組んでいただき、力を入れるべきではないかと考えます。町長が施政方針でも企業誘致のことを述べられましたが、町長の考えを伺います。

町長（石畑博町長）

本町においても数多くの返礼品等もありまして、取り組んで頂いている方々には本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。

ふるさと納税全体が、やはりもともとのその町の思いとして寄附をされるのが基本だったんですけど、それが返礼品目当てにやってる部分がかなりウェイトが大きくなっている気もいたしております。

特に鹿児島県内でも、焼酎、お肉、そしてウナギを持ってるところが一番強いんですね。

そうした時に、そういった地場企業がある市・町はですね本当に羨ましい限りで、そういったことから含めますと本町にも色んな事業者の方がいらっしゃいますので、今出ました例えば、黄金カンパチにしても、カンパチそのものに対して今1匹丸ごとを贈るんじゃなくて、フィレ加工した形で贈ると、非常にこの今年の年末も需要が多くなりまして、漁協の方にも聞いたら、1度食べてみてもらえば俺たちもプライドを持ってる、美味しい部分には自信があるというそういったお話も聞きました。

そういったことから売出しの機会も作って行って、その場でまたふるさと納税をお願いする立場とか、そしてまた、南州農場さんもございますので、これはまだ想像の話ですけど、例えば、大中尾地区の空いた施設等を活用して、例えば、屠殺からの一貫工場等のそういった部分へのご相談とか、これは仮定の話ですよ。等も含

めた形で、まずはこのお客さまが好まれる商品を、それも併せて新たな発掘と併せて、既存の部分で売れる商品を徹底的にやっぱりこの手を入れていくべきかなということだと思っております。

そういったことから、このふるさと納税の例えばパッケージを、ふるさと納税限定品とか、ネーミング等も色々工夫をした形で、コラボという部分はそういった意味を含めておりますので、これまでどおり待ってる部分ではなかなか増えていきませんので、まずは、今申し上げましたことを今年度取り組んでいければということだ、事業者等との色んなご相談等も申し上げて、納税に対する企画をしていきたいというふうに思っているところでございます。よろしいですか。はい。

1 1 番（大坪満寿子議員）

攻めるふるさと納税で納税額が上がっていくように目指していただきたいと申します。次の質問をお願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

次に、大坪議員の第2問、第①項、町内にウォーキングコースを設ける考えはないか伺うとのご質問でございますが、施政方針でも述べましたとおり、町民の皆様の健康志向によりウォーキング愛好家が増えていることから、標準的なウォーキングコースを今後、住民の皆様のご意見を参考に設定してまいりたいと考えております。

1 1 番（大坪満寿子議員）

高齢化率の高い南大隅町ですが、皆さん健康増進のために一生懸命というか努めてらっしゃいます。朝夕散歩をする方も大勢お見かけします。ウォーキングコース創設の時期はいつ頃になるか考えていらっしゃいますか。お伺いします。

町長（石畑博町長）

今、雄川の河畔の周辺が、いわゆるコースに実際はなっておりますので、そのコースを施政方針でも述べましたとおり、半周行くのと一周するのとの部分を、まずはコースとしては位置を定めて、そして述べましたとおり、例えば、みなと公園をスタートをしたら、そこから1キロ2キロという距離表、里程標と言いますが、これを設置しつつ、まず、1つは堤防の周辺が多いことから、まずはそこをそういった形で位置づけますけれども、いつという部分じゃなくて可能な限り早い時期に、そして、行ってみようとおっしゃっていただくような周辺の草払いとかそういった部分に取り組んでいって、歩く方は本当に多いですので早い時期にしたいと思っております。いつというのはまだ今のところちょっと申し上げられないところです。

1 1 番（大坪満寿子議員）

今、みなと公園周辺と答弁をいただいたんですが、やはり、佐多地区にも必要だと考えます。それと、わざわざみなと公園に行ってウォーキングをする、散歩をするという方は少ないと考えます。自治会がありますので公民館を中心として、1キロ2キロ3キロぐらい行ったら折り返して、6キロ歩いたなというような、全町民が

健康増進のためにウォーキングできるようなコースをぜひ検討していただきたいと考えます。皆さんが楽しみにしていられっしゃいますので、ぜひ検討していただきたいです。次の質問をお願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

次に、大坪議員の第3問、動物愛護についての第①項、多頭飼い、野良猫の現状を伺うとのご質問でございます。

猫の多頭飼い、野良猫の相談件数につきましては、令和5年度の現時点で25件の相談が寄せられております。主な相談内容については、みだりな餌やりによる猫の繁殖と近隣住民からの糞尿被害に関するご相談となっております。

1 1 番（大坪満寿子議員）

私も色々なところから相談を受けますが、相談や苦情の中で言い争いなどに発展したケースはあったか伺います。

町長（石畑博町長）

町民保健課長に答弁させます。

町民保健課長（戸島和則課長）

近隣同士による争議につきましては、多頭飼いと併せまして近隣住民への糞尿被害に関するものが起因となり争議に至ったケースもございました。

1 1 番（大坪満寿子議員）

その時の対応と、今後同じようなことが起こった場合の対応をお伺いします。

町民保健課長（戸島和則課長）

争議の際の対応としましては、状況確認やみだりな餌やりの禁止行為に関する注意、猫の適正飼養について鹿屋保健所の協力をいただきながら、口頭指導、現地指導を合わせまして17回程度実施しております。現在は飼い主がいられっしゃらないことによりまして、その問題を解決しているところでございます。

今後の対応につきましては、今までと同様でございますが、多頭飼育、多頭飼いの皆さまへの引き続きみだりな餌やりなどの禁止に関する指導、自治会放送の活用、防災無線、町広報誌といったものを活用しながら適正管理に努めていただきますよう周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

1 1 番（大坪満寿子議員）

私も相談や苦情を頂いて相談に乗ってきました。モニターお願いします。（書画カメラ画像投映）これは多頭飼いの猫たちです。この多頭飼いの写真ですが、この飼い主は決まった時間に餌を与えてられっしゃいます。そして、話合いの結果、不妊去勢手術も済まされております。

この中で活動した中で住民の方と話し合って個体数を増やさない対策が私も必要だと考えて、昨年6月頃からこれまで3回県外のNP0団体と連携し、根占・佐多地

区あわせ約100匹の猫の不妊去勢手術をお手伝いしてきました。猫の多頭飼いや近隣トラブルで困ってらっしゃる方に手術をしませんかというふうにお話するんですが、手術をしたいけど出来ないと言われる方が大多数でした。何故かという、費用が高額であること、猫の頭数が多いこと、そして年金暮らしの人が多いいからです。

今回、新年度予算に猫の不妊去勢手術助成事業補助金が計上されました。この事業で、飼い主の方も喜ばれ、糞尿など生活環境被害に遭われていた方の苦情も減少していくと考えます。手術をすることで、雌猫は個体数が増えなくなり、雄猫はおとなしく無駄な喧嘩やマーキングをしなくなります。次の質問になりますが、猫の不妊去勢手術助成事業補助金の内容と取組み、施策について詳しく説明してください。

（「次ですか。」との議長より声あり。）

次にお願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

大坪議員の第3問、動物愛護についての第②項、今後の取組み、施策について伺うとのことですので。

猫については、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、保護すべき愛護動物に当たります。

しかし、近年、猫の糞尿問題を初めとする地域における環境問題の改善を図る上から、また、野良猫を起因とする減数対策として、令和6年度から、猫の不妊去勢手術助成事業補助金を創設し、飼い猫、野良猫を問わず、不妊去勢手術に対する補助を行っていく考えでございます。

1 1 番（大坪満寿子議員）

次のモニターをお願いします。（書画カメラ画像投映）手術がしてあると分かるように、手術中に麻酔が聞いているうちに耳をカットします。この猫をさくら猫と言いますが、右側の猫ですね。耳がカットしてあるのがさくら猫です。手術をしたという証拠や証明になりますが、この事業を利用したい方で、家の中で飼っている猫も耳カットをしなければならないのかお伺いします。

町長（石畑博町長）

事業化におきましては、予算計上しておりますので実施していきませんが、詳細な部分はですね、最終案としてはですね、方法は最終的に確定しておりませんが、現段階の内容をですね町民保健課長に答弁をさせます。

町民保健課長（戸島和則課長）

現段階ではございますが、本事業で不妊去勢手術を行った猫のあかしとしまして、議員がおっしゃられますさくらカットと言われる耳の一部をカットすることを条件に加えているところでございます。これにつきましては、飼い猫についても同様

でございます。以上です。

1 1 番（大坪満寿子議員）

この事業を利用する方は耳カットが条件になるということによろしいのでしょうか。

はい。捕獲する際など、慣れていて性格がおとなしい猫も、危険を察知した時は暴れたりしてケガをする可能性があり危険です。不妊去勢手術をしたくても上手く捕まえられる人、車の運転が出来ないなどの理由で動物病院に連れて行けない方、もしかすると周囲から孤立してらっしゃる飼い主の方もいらっしゃる可能性があります、動物愛護推進員のような方を募る考えはないか伺います。

町民保健課長（戸島和則課長）

ただいまのご質問でございますが、現在のところ、議員がおっしゃられます推進委員の設定をする予定は、今のところございません。

ただ、この事業に関しましては、町民の皆さまへ広報などを通じて周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

1 1 番（大坪満寿子議員）

困ってどうしていいか分からない住民も多々出てくると考えます。自治会の協力は最低限必要だと考えますので、自治会主体でしていただけたらと思います。自治会主体だったら住民の把握も猫も把握もできると考えますので、ぜひ協力していただきたいと思います。私もお手伝いすることがあったらお手伝いしたいと思いますので。

それと、次のモニターお願いします。（書画カメラ画像投映）

港にも捨て猫が多いです。捨て猫、虐待などは犯罪ですよという看板設置も効果があると考えますので、看板設置のほうも検討してください。

先日、伊座敷港に行ったら猫が数十匹いるんですけど、カットされたさくら猫は1匹しかいないんです。あとは全部繁殖可能、あとケガとか病気を持ったような猫とか多いでしたので、そちらのほうもどうにかしてあげられたら周りの人も助かると思います。

古江港と桜島ミュージアムでは募金箱を設置して、集まったお金でその都度猫の不妊手術に取り組んでおられます。港近くのお店などに募金箱を置いてもらうのも一つの手なのかなというふうに考えます。猫を捕まえる捕獲機や動物病院に連れていくためのゲージも必要です。

また、捕獲する際は慣れているようでも急に噛みついたりします。私も噛まれてしまい病院で点滴を受けましたので、捕獲の際の安全対策についても広報紙などで周知していただくよう要望します。

不妊去勢手術をしてもすぐには効果がないと思われませんが、数年後には必ず結果が出ると考えます。問題化している生活環境改善に繋がる事業だと考えます。数年後を見据えての計画が必要ではと考えますが、町長の考えをお伺いします。

町長（石畑博町長）

もう議員のほうが続めていただいたような感じなんですけど、人口減少の中、本当に猫の被害の中では、冒頭申し上げました糞尿の問題等があって、なかなかお互

いに地区内の方同士では話せないことを、私に直接電話を頂いた方もいらっしゃると思います。

そういった中では、前回ご質問頂いた時には、動物愛護協会の予算があるということの回答をしたんですけど、それから色々調べた結果では、動物愛護協会からの予算というのは、通常の領収書等を出して送りますと、それから振込みになる形ですけれども、よくよく見たら年間の上限額が決まってまして、それが早い時期に満杯になるというようなことで、このままいくと、やはり地域住民同士の色んなトラブルからコミュニケーションを図れなくなるということがございましたので、それじゃいかんということで、今回、担当課も協議しまして、ずーっとというわけじゃなくて当面やっていきまして、状況を見て猫を飼う方の意識啓発と、そしてまた、そういった方々がしてはいけないこととか、必要なこと、そういったことも含めて住民の方々へも周知をひきつつ、やはり、住みやすい環境づくり、住みやすい自治会になるように、また色々ご意見等もあると思いますので参考にさせていただいて取り組んでいきたいというふうに思いますので、また色々ご意見等賜ればというふうに思います。

以上です。

11番（大坪満寿子議員）

この事業は安心して暮らせる自治会環境改善対策としても本当に困っていらっしゃる方々の助けになる事業だと考えますので、将来を見据えて継続していただくとように要望して、私の一般質問を終わります。

議長（松元勇治議員）

休憩します。

13 : 52

～

13 : 58

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き再開します。

次に、幸福恵吾議員の発言を許します。

[10番 幸福 恵吾 議員 登壇]

10番（幸福恵吾議員）

さきに通告いたしました一般質問として、ふるさと納税について伺います。

ふるさと納税による財政支援は、一時的なものであり、自治体の財政面での持続可能性は考慮する必要がありますが、わが町にとって、地域振興や地域活性化のための財政支援手段として大きな役割があると考えます。

そこで第①項、ふるさと納税の近年の寄附額の推移について伺います。第②項、近年、出品されている返礼品の数や特産品として新たに出品されたもの等、返礼品の整備状況について伺います。第③項、ふるさと納税を行う際に、寄附者が寄附の用途について指定ができると思いますが、近年のふるさと納税の用途につい

て伺います。第④項、ふるさと納税の今後、どのような方向性で事業を進めていくおつもりか伺います。以上で壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

幸福恵吾議員の第1問、ふるさと納税についての第①項、近年の寄附額の推移について伺うとのご質問でございます。

ふるさと納税制度においては、これまで幾度も総務省の改正が行われ、その都度、基準を遵守しながら運用を進めております。

そのような中、貴重な財源としてご寄附を頂いた寄附者の方々に対し感謝申し上げる次第でございます。

令和に入ってから寄附金額と件数につきましては、令和元年度の寄附金額、5千8百97万2千6百円、件数で2,045件、令和2年度が1億1百10万5千0円の4,522件、令和3年度が7千5百万7千円の3,091件、令和4年度が5千5百20万6千円の2,690件となっており、本年度、令和5年度は、7千5百万円程度、件数で6,600件ほどを見込んでおります。

10番（幸福恵吾議員）

近年の寄附の推移についてお伺いしましたが、コロナ禍でふるさと納税の額が落ち込んだことは推測されますが、近年の寄附額の分析をする上で、令和2年度については1億を超える額の寄附があったと思います。そして、今年度は寄附件数が予測として6600件、寄附額として7500万円を見込めるということですが、そういったところで大きく伸びた理由について、どう分析されているのでしょうか。

町長（石畑博町長）

詳細は企画観光課長に答弁させます。

企画観光課長（愛甲真一課長）

寄附額の増減の主な要因でございますけれども、令和2年度につきましては、コロナ禍の消費拡大の取組みが農林水産省のほうで実施されております。そのときに、対象商品をよりお得な返礼品として、準備ができたことが1億円を超えるという結果になっております。

それから令和5年度が寄附件数が2.5倍ほどに増えておりますけれども、これは町のほうで、関係人口拡大でありますとか、様々な認知度を上げる、事業等に取り組んでおりますので、その成果がこの件数にあらわれてきているのではないかなということで、分析をしているところでございます。

10番（幸福恵吾議員）

令和2年度の寄附の増額については一時的なものであったと理解してますが、令和5年度今年度の見込みとしてはPRの効果があったということで件数が増えて、寄附額としては7500万程度まで、持ち直したと。いうところだと思います。

次、お願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

次に幸福議員の第1問第②項、返礼品の整備状況について伺うとのご質問でございます。

現在の返礼品数としては292商品を登録しており、南大隅町らしい南国果樹のマンゴーやパッションフルーツ、パインアップルを初めとし、ねじめ黄金カンパチ各種のお肉、クラフトビールなどの加工品、体験型としても、ダイビングや手織り帯体験、さらに宿泊についても登録がございます。

また福祉分野の商品としては、暮らし見守りのサービスやお墓参り代行なども取扱いをしており、今後も関係各所や中間事業者等との連携を図り、多岐にわたるジャンルにおいて選ばれやすい返礼品のラインナップを取り揃えてまいりたいと考えております。

10番（幸福恵吾議員）

私のほうは、南大隅町に対してふるさと納税をする資格はないですが、サイトのほう見てみました。今の時点で返礼品として、町の中でできるだけの努力はされている。事業所の中で工夫をしながらふるさと納税の返礼品については頑張っているんじゃないかなと思います。なかなか、この普通の特産品の開発もですけども、ふるさと納税に対しての商品の確保であったり、管理開発の部分はなかなか難しいところあると思いますが、できるだけの努力をして頂ければと。

次、お願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

幸福議員の第1号第③項、寄附の使途について伺うとのご質問でございます。

ふるさと納税寄附金については、南大隅町ふるさとおこし基金条例施行規則に基づき、当事業の募集に必要な経費を差引き、残額は基金へ積み立てることとしております。

寄附者の使途指定の項目ごとに積立て、翌年度以降、必要な事業へ基金から充当する仕組みとなっており、令和4年度においては、産業振興として、オドル野菜プロジェクト事業へ3百万円、特産品等PR委託に39万6千円、町人会等運営補助に60万円、環境保全として、景勝松保全対策事業に1百70万円、合計で5百69万6千円を事業充当しております。

なお、令和4年度台風14号による災害指定の寄附金1百9万6千円については、当該年度の災害復旧費へ直接充当いたしております。

10番（幸福恵吾議員）

寄附の使途についての報告はどういった形でなされているのでしょうか。

町長（石畑博町長）

担当課長に答弁させます。

企画観光課長（愛甲真一課長）

寄附の使途につきましては、決算のときには、決算状況の中でお示しをさせていただきます。ホームページ等での公表をしているところでございます。

10番（幸福恵吾議員）

今回、ふるさと納税について一般質問は、大坪議員からも質問がありましたが、私はこのふるさと納税について、この使途について、もうちょっと掘り下げたいと思うところがあります。

ふるさと納税のルールっていうのは先ほど、大坪議員の時でもありましたが、ルール改正がなされて、今後も返礼品頼みの事業はかなり厳しくなってくるんじゃないかなあと思われます。ただ、本来の趣旨である、町出身の方、町にゆかりのある方が町の課題解決発展のために使ってほしいという気持ちを生かせる形でのふるさと納税は続いていくのではないかと考えています。

そういった中で、一つ、私のほうからふるさと納税のシステムについての提言があります。ふるさと納税の一つの形として、近年、ガバメントクラウドファンディングという制度があります。これは自治体が特定の公共事業や社会的な目標を達成するため、一般の人々から少額の資金を集めることでプロジェクトや事業を支援する仕組みになります。はい、今から3件、このガバメントクラウドファンディングという形の、このふるさと納税について、ちょっとご紹介させていただきたいと思いますが、この3件とも昨年度、1昨年度の取組になります。（書画カメラ画像投映）

最初のスライドについては、鹿児島市の取組になりますが、平川動物園のコアラのえさ、ユウカリについてのえさ代についてのクラウドファンディング、ふるさと納税になります。えさがかなりかさんで目標金額が1千万円でしたが、72.6%、ただしこれ3か月間です。72.6%で7百26万5千3百76円が寄附されて、これがえさ代に充てられるということです。次をお願いします。（書画カメラ画像投映）

次が中種子町での取組になります。これは種子島中央高校の教育的なプロジェクトに対して支援を求めるガバメントクラウドファンディング、ふるさと納税になります。これは、目標金額、1百万円に対して2百87万円ということで287%が達成されたということで、種子島中央高校の教育的な活動に、支援されています。3つ目、お願いします。

3つ目は鹿屋市の取組になります。今年の初め、1月まで90日間行われたものですが、バラ園のリニューアルに向けてのガバメントクラウドファンディングになります。達成率が232.5%、目標金額2百万円に対して、4百65万1千円集められたということで、これが、バラ園のリニューアルに充てられるということになります。以上3点を紹介させていただきました。この事業を活用して、資金が必要な具体的な地域の課題について、ふるさと納税の寄附を募ることで、町にゆかりのある方がこの課題に対して協力したいという気持ちがより高まるのではないかと私は考えています。

例を挙げると、ちょっと大きな話ですが、例えば、ねじめ温泉ネッピー館の改修、あるいは建て替え、学校跡地と使われてない公的施設の活用、他の市町村を超えた子育て支援の拡充、高齢者支援については、事業所支援を含めた取組み、地域活性化に向けた新規事業と、こういった地域課題の掘り起こしと打開策を町民とともに考えて、提案していく、こういったガバメントクラウドファンディングの取組みは、どうでしょうか。町長の意見をお聞きできればと思います。

町長（石畑博町長）

今、おっしゃったことは本当に、大事なことで、本当に有効であって、本当に取り組むべきだというふうに思います。よくクラウドファンディング等が、目的を持った募金、寄附金を募るといったのがありますけれども、この今お示しになられたとおり、短い期間内にやっぱり、日本全国にはそういった思いに賛同してくださる方がいるなというのは、十分に感じております。

冒頭、大坪議員の時、申し上げましたとおり、今のまま、やっぱりこのお願いします、待ってるだけじゃいけませんので、今、幸福議員もおっしゃったような、そういった形でふるさと納税に対する、クラウドファンディングに近い形でもやはりこの町の思いを、出していくことも大事なことだと思いますので、今年度は、やはり目標額を大きく、設定していきたいという考えからは、方法としては非常にいいことだと思いますので、今後、取組みの方向で、参考にさせていただきたいと思います。

10番（幸福恵吾議員）

どうしても今のふるさと納税のシステムとしては、返礼品から探して、そしていいものを探して、そして、そこから町に寄附するというのがどうしても世間の流れになってような気がします。

そういったところで、うちの町としては、特産品等の開発というのは非常に頑張っているところではありますが、他のところを超えると、圧倒的に超えているところでは、ちょっとひけをとっているところもあると思いますので、そこを返礼品の充実も進めながら、今、町に対して思いがある方が、自分の力で、この町のここを改善していきたいという気持ちを酌み取って、ふるさと納税ができる形ができれば、いい流れができるのではないかと私は考えます。

南大隅町のここに寄附をして、ついでに返礼品はこれでいいやと。返礼品があとの考え方で、町に対してふるさと納税していただければ、町に対しての愛着も、さらに、持つようになっていただいて、町を応援していただけるのかなと思っています。このガバメントクラウドファンディングの取組み、是非、取り入れていただいて、ふるさと納税の取組みをより充実したものにして頂ければと思います。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

幸福議員の第1問第④項、今後どのような方向性で事業を進めていくつもりか伺うとのご質問でございます。

総務省の指定基準の見直しによる返礼品割合の引下げなど、これまで以上に寄附金の増加に対しては厳しい状況が予想されます。

しかしながら、ポータルサイトのリニューアルや、町単独事業として取り組む関係人口拡大創出事業などの成果として、ふるさと納税の件数は対前年比で、2.5倍ほどの伸びとなっております。今後は1人当たりの寄附単価を上げていただくことを意識し、積極的な取組みを展開することとしております。

また具体的には、関東などのオフィスビル内でPRを行い、税控除の対象となるサラリーマンや富裕層へのアプローチを強化し、あわせて人気商品の発掘に向けた関係事業者とのコラボ企画など、ふるさと納税寄附金の確保に向けた新たな取組み

を進めることとしております。

10番（幸福恵吾議員）

先ほどまとめとしてみようと言ってしまいましたが、この制度、私が提言させて頂いたこのガバメントクラウドファンディングは、従来の制度によりちょっと手間がかかるというか、職員の方へ業者とプラスαにかかる形もしてしまいますので、そこは、うまくこう町民に関わる形で、町民からの意見をすくい上げる形で町民も協力して、もし良ければ、意見をくみ上げて、提言を使っていただければと思います。

そして、それを具体的にPRの方、イベント等、・・・等行く場合にですね持って行っていただいて、具体的に支援をお願いできませんでしょうかというPRとか、必ず生きてくると思いますので、是非お願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（松元勇治議長）

次に、森田重義議員の発言を許します。

[2番 森田 重義 議員 登壇]

2番（森田重義議員）

今回、私が一般質問させていただきますことは、過疎の町における防災計画の見直しについてさせていただきます。

本町におきましては、一昨年、令和3年9月に台風14号、また昨年令和4年8月に台風6号と、台風による度重なる自然災害で、復旧工事は来年度の予算にも影響を及ぼしている状況下でもあります。

先日8日に政府が昨年の被害については、局地激甚災害に、指定することを閣議決定され、公共土木施設の復旧事業の補助率が70%から83%に引上げ、農地の復旧事業に必要な費用の補助率は85%から96%へ引上げとの報道がありました。財政面においては、安堵する状況にはなりましたが、今年1月1日に起きました能登半島地震の被害、復興状況を目の当たりにしますと、危機感は拭えないところでございます。

特に本町は能登半島地域と同じく、過疎、高齢化、地理地形が類似していることにより、今後も地震や津波、台風などの自然災害に対して高いリスクを抱えております。そのため、十分な防災対策が必要と考えるところであります。想定外の災害が多発する今現在、日々進化する災害リスクに対応していくためにも、地域独自の町民が周知できる防災計画に見直しが必要かと思われまします。そこでお伺いいたします。

1問、過疎の町における防災計画の見直しについて、①項、防災計画を見直すお考えがあるか。②項、南大隅町の防災に関する課題、優先すべき取り組み、1問②項を町民のご意見とご要望をもとに、私はこれまで幾度となく質問提言させていただきました町民の安全、危機管理を進捗状況等も踏まえ、ご答弁頂きたいと思っております。

地域の安全を守るための議論を期待いたしまして、私の壇上からの質問とさせていただきます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

森田重義議員の第1問、過疎の町における防災計画の見直しについての、第①項、防災計画を見直す考えはあるか伺うとのご質問でございます。

本年1月1日に発生した能登半島地震では、震度7を観測し、家屋の倒壊や半島特有の道路の壊滅的な損壊による孤立集落が多数発生しております。本町においても、複合災害に対する備えを整えることが重要であると改めて認識したところであります。

地域防災計画の見直しにつきましては、今後国、県においても能登半島地震を教訓とした地域防災計画の見直しが行われる見通しでございますので、国県の動向に注視し、見直しを進めてまいります。

2 番（森田重義議員）

今、防災計画の見直しの認識は持っていらっしゃって、県、国の動向を見据えて取り組むという、ご答弁ですが、以前、私またこちらの防災計画についてご質問させていただいたとき、こちらは昨年、令和4年4月に、これは避難の、一部改正に伴った上で、町の防災計画も、改正されたものかと思えます。

今回私がご提言させていただきたいのは、地域独自、県国を待ってられない状況、先ほど来からほかの質問ではございますが、町長も、先手を打って取り組まねばというご答弁があったとおり、防災に関しましては、先ほど私が壇上から申し上げました通り、昨年、一昨年の台風、大雨等による被害というものは、今後も見込まれる、ましては今現在も昨年の復旧工事が続いておりますが、まずはその復旧工事が今現在どこまで進捗で進んでいるか、件数等数値ございましたらご答弁いただけますでしょうか。

町長（石畑博町長）

災害復旧事業については、今おっしゃったとおり、昨年11月から、国の補助を受けるための災害査定を受けて、そしてまた、その金額決定してから、今発注ということで、昨年末から今ずっともう入札を毎週のごとしておりますので、詳細数値については、建設課長に答弁させます。

建設課長（中村喜寿課長）

ただいま台風6号災害のことについてでございますが、箇所数としましては56か所、近いところは1件の工事として発注しておりますけれども、現在、工事件数としましては44件となっております。契約件数が3月13日、昨日現在で23件となっております。

今、準備工を各受注の方々が準備工のほうを進めていらっしゃるところでございます。

2 番（森田重義議員）

はい、56件、6か所の災害、今、23件取り組んでいらっしゃるということで、町民からのご要望、1月ですね、議会特別活性化委員会の席におきまして、町民からの地域での懇談会のときの、ご要望等で、避難順路はどうあるのかということと、避難道路の整備をしてほしいというご要望等が、多々寄せられているんですが、そ

のことについて町長等今後、お考え等あるのでしょうか。

町長（石畑博町長）

冒頭議員が申し上げましたとおり、能登半島の地域をうちの町に例えますとちょうど今、薩摩半島と大隅半島をひっくり返した形になりまして、当然地震等、災害等があったときには今269の佐多までの国道と、そしてまた、鹿吾佐線しかないわけでありまして、この二つがもう本当に、通行止めになると、先のほうは孤立になるということをこれもう、今現状からみるともう常時これは心配をしているところであります。そういった中で、去年の災害も被害額としては、これまででは過去最高じゃないかという被害金額ではありました。そういった中で今大きく、復旧金額等も補助率が高くなりまして、町の持ち出しは本当にごく僅かになったところがあります。

ただいま議会の会議の中で地域住民の方がお集まりになられたときに出た話もやはり災害にかけるか所以外の部分も、かなりあったというふうに思いますけれども、なかなかそれを100%行き届いてないのもありまして、大変ご迷惑をおかけしているところでもあります。

特にもう山間部における側溝等については、一回上げても、一雨、大雨が降るとまたすぐに全部埋まるというそういった事象が発生している中では、今、建設課のほうでもなるべく聞いた部分については、生活雑排等が流れるところについては、早めにするということの流れで仕事をしてしておりますが、十分でない中でそういったご質問・ご意見があったと思いますので、引き続きそういった部分については、迅速な取組み方をしていくように職員指導もしていきたいというふうに思います。

2番（森田重義議員）

迅速に取り組んで頂くことを節に願いますが、去年のこちらの地域防災計画の一節の目的のほうにもですね、災害の発生を未然に防止するための災害予防計画というものもございます。

災害が起こってからの対応というのはもちろんなんですが、災害に対しての要望ということがまた今後求められてくることかと思うんですが、町民へ対してのこういう計画書、もしくはウェブ版のハザードマップ等も今回作成頂きましたが、広報での周知というのは私も目にしておりますが、そういうものが確実に町民に届いているかご感想を頂けますか。

町長（石畑博町長）

私なりには100%いくかといえはいってないと思います。なかなか見るからに地図が出てるとですね、見ていただけない部分もありますので、どこまで浸透してるかというそういったその熟知をしていただいたかというそういった調査はしておりますけれども、総務課長のほうに現状を答弁させます。

総務課長（熊之細等課長）

ハザードマップの周知状況ということで、冊子になった分と今回、今ホームページ上でも周知をしておりますけれども、なかなか住民の方にはまだまだ浸透してないのかなというふうに思っております。

ウェブ版のほうは、なかなかうちの高齢の町にとってはですね、なかなか周知が

まだ行き届いてないのかなというふうにも思っております。

今回、能登半島地震を教訓といいますかそれらを踏まえるとですね、自主防災組織そこらが重要になってくるのかなというふうにも思っておりますので、今後またそこらも活用しながらですね周知に努めていきたいというふうに思っております。

2 番（森田重義議員）

ウェブ版に関しましては、今、総務課長のほうからおっしゃっていただいたとおり、高齢化の進んだ本町におきましては、なかなか使い勝手に苦慮されているというものも私も存じ上げております。

先日の消防団の町幹部会のメンバーですらですね、一応こちらですね、消防水利をQRコード化で作らせていただきました。ウェブ版のホームページにどうやって入れればいいのかという、消防団の分団長の方々ですらなかなか取扱いが難しいという状況でした。

事前に多分なるだろうと思ひまして、一応消防団でしたので、消防水利をすぐ読み込めるようにこういうQRコードを作成し、神山分団におきましては車両に配置させていただきました。

1つ問題点がありまして、山間部におきましては、通信状態が悪いとこれがまた活用がしづらいという、使えないという状況下もありますので、本町の問題点となります②項目になろうかと思いますが、高齢化こういうものの使用がどのように普及させるのか、先ほど総務課長も自主防災組織の必要性というお話も頂いておりますので、②項目につきましてそちらの町長のご答弁をよろしく願いいたします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

次に、森田議員の第1問第②項、南大隅町の防災に関する課題、優先すべき取り組みを伺うとのご質問でございます。

今回、発生いたしました能登半島地震による様々な課題が見えてきていると感じております。

例えば、初動対応や情報伝達、幹線道路の寸断、孤立集落の情報収集、避難所運営などの課題が考えられます。そのなかでも、太平洋岸に面した地域での南海トラフ地震などに備えた避難訓練を本年度計画し、避難経路について再確認し、有事の際に迅速な行動ができるよう、優先的に取り組むこととしております。

2 番（森田重義議員）

今、町長がおっしゃられたとおり、初動体制、道路の寸断、避難経路の確保というものがまずは考えられるかと思いますが、続きまして、資料のほうで説明させていただきたいと思ひます。（書画カメラ画像投映）

一応こちらも住民の方々にどういう時に避難開始をしていただければよいかと思ひまして、こちら私も私のほうで作成させていただいたんですが、通常ならレベル1から5までの表記しかないんですけども、ゼロというものを作らせていただきまして、これは平常時ですね。平常時からやはり住民の方々に意識、自分の地域の周辺の危険性というものをまずは認識いただいて、昨年の8月の台風時に諏訪地区の冠水した時に、私も消防団の立場として申し上げますと、冠水の更なる防止だ

けに消防団は従事しないといけない状況に置かれてしまい、住民の方々からはご批判を受ける場合もございましたが、まずは自分の地域をいかに危険性を知っていたかというものが必要になろうかと思ひまして、一応目安としてこういうものを作らせていただきました。

同じく、こちらは河川氾濫、先ほど言いました諏訪地区におきましても、鹿児島県の河川砂防情報システムが北之口橋ですけれども、これの水位に合わせていつ避難行動を開始すればいいかなど作らせていただいております。このようなものを広報紙等を使っていただいてまた周知、1番必要とするのは、防災講話というものを各自治会にまた行っていただく必要性が高まってきているのじゃないかと思っております。

それにつきまして、その防災講話をする担当、今現在、前回もご質問させていただきましたが、防災担当監、もしくは防災消防支援員なるものが今現在本町には在籍しておりませんが、今後、そういう方を設置される予定があるのか。また、近隣の市町村で今防災監等を設置している状況等を教えていただければと思っております。

町長（石畑博町長）

防災に関する専門監につきましては設置要綱がございますので、採用することについては特段問題はないと思ひます。ただ、前回の方が任期満了で退職されてからは今不在となっているところであります。それから、あと1件につきましては総務課長に答弁させます。

総務課長（熊之細等課長）

肝属管内の防災監の設置状況でございますけれども、鹿屋市、垂水市、肝付町、東串良町、錦江町、防災監を設置済みでございます。今設置がないのは本町だけとなっているところでございます。

2 番（森田重義議員）

今の現状を踏まえて他の市町村、私が防災監の必要性というものは、やはり自助・共助の観点からどうしても自分の身は自分で守っていただくというものを周知活動ですね、していただかないといけない為にはそういう専門監を必要とし、各自治会の安心安全に繋げるために、自分の地域の危険性というものを専門的な目でやはり教えていただくという必要性があるかと思っております。

改めて聞きます。防災監を設置するご予定はございますでしょうか。

町長（石畑博町長）

要綱に基づいてですね、事務局で判断して設置の方向で取り組みます。

2 番（森田重義議員）

防災監の必要性と、あとは各自治会ですね。今現在、町長が掲げられております縁（えにし）広がり事業ですね。そちらの活用で各自治会にまずはこの自分の地域の危険性ですね、危険性とコミュニティですね、近隣の方々との助け合いという場を広げるためには、今後の防災に関連づけた取組みというものも必要かと思ひますが、どうお考えでしょうか。繋げられるか。

町長（石畑博町長）

縁（えにし）広がれプロジェクトについては、過疎化の町の対応ということでございまして、防災に特化した中身ではございませんでしたけれども、地域課題を色々出していただいた中で、町として、佐多地区・根占地区1自治会、両自治会に2つですね両方にしましたけれども、当然その中でも避難のお話とか色んな課題の分は出ておりますので、今この3月末で取りまとめをしていきますので、これについては全部の自治会に取り組んだ内容はお配りして、また新たにこの4月以降に新しい自治会長等もまた出てまいりますので、そういった方々への周知を地域担当職員を通じてしていきたいと考えております。

2番（森田重義議員）

今後の課題といたしまして、その周知活動というものには取り組んでいただけると認識いたします。

もう一つ課題といたしましては、能登半島に限らずですが、今現在B&Gの資機材等も配置してございますが、能登半島におきましても全国的にもそういう資機材がなかなか活用されてないという記事も目にいたしました。

本町においても重機取扱いの研修等も行っているんですが、1つの課題と申しますと、まずは大きな消防団が1番そういうのに準じる機会が多い中で、消防団員の減少、ましてや被災に遭った時にはその消防団員も被災者ということで、その地域での重機、資機材というものが活用されないのがその原因かと思われているんですが、今後、近隣とのそういう支援協定、もしくは協力体制、あと防砂計画の中には交通業者、建設業者等の名簿も入っているんですが、災害に限らず火災の時ですね、先日の座標では上之園建物火災というもので表示されていましたが、鶏舎の壁を一部焼く火災等もあったなか、去年は野尻野での電線の断線による火災というものもあったんですが、そういうところにおきましては、水利がない箇所が佐多地区多くございます。

そういうものに対しまして、資機材をどのように整備していくのか活用していくのか、もう一つは、先に言いました近隣との支援体制というものが今構築されているのかお答えいただけますか。

町長（石畑博町長）

ちょっと項目が多いでしたので、まずB&Gの資機材の件については、3年間の計画で5千4百万ほどの資機材の提供と、重機等の操作、そしてまた、防災用のボートの訓練が昨日で全部終わったところでございます。今おっしゃいましたとおり、防災訓練の中では、重機操作も色々お披露目を含めて行いました。

ただ、既に町内にはあの規格の重機の操作はほとんど持ってる人が多くて、BGのカリキュラムの中に新たな1つあったもんですから、特に役場職員が多かったのも事実であります。

防災機器についても、B&Gのほうからは日常使ってくださいと極端な言い方をされましたけど、運動会に使ってもいいんですよということでした。そうしたことを踏まえた時に、先般、辺塚の分団の方とお話の機会があったんですけど、台風災害の前に、まず辺塚に持ってきて、すると辺塚の分団で細かなできるからそうしてもらえんかということで、それは十分そのBGの趣旨に合っておりますので、それはそ

うして取り組んでいこうということで、お話もできたところではあります。

このBGの機械への活用については、日常使っていただくことで有事の際に使えるわけですので、日常活用もしていただきということで、運搬用のスライドダンプとバックホーの小さいバックホーですけれども必要な作業ができる機械がありますので、それを活用していきたいというふうに思います。

それから、防災協定については、湧水町のほうとは防災協定を、いわゆる通常、近くじゃなくて離れたところとの協定ということでやっておりますので、湧水町さんとも今、防災協定を組んだ中では、子どもたちの交流も含めた形でやっているところでもあります。

それから、火災対応については、先般、土曜日でしたけれども、佐多地区の水利が十分でないところでの火災があったわけですが、初動の出動に対してもですねなかなか人が足りなかったりとかして、非常に苦慮したところであったというふうに聞いております。ただ、水利については、たまたま中央分団の分団長がですね、大型の大きいローリーを持っていらっしやいまして、そのローリーに水を入れたのを現地まで走っていただきまして、散水をして、完全消火にしたということでですね、そこはよかったなと思っております。ただ、しかし、もしそれがなければということも、非常にこの懸念はあったところでございます。

色んな意味で、防災の火災に限らず、地震等もあったりする中では、喫緊の課題というのはやはりこの前の能登地震を考えますと、東北震災もですが、まずは、この海岸に面した南海トラフでの対応の仕方というのは、今、潮位が8.5メートルと言われておりますので、そうなりますと、対象というのは、田尻、大泊、間泊、竹之浦、それから、郡、そして辺塚等が、一番直近の場所になりますので、ここについては3年前から計画をしましたが、地域自治会との協議の中で、自治会の方々がコロナでという部分がありまして、出来ていないのが現状でありまして、今年度は確実に実施しようということで、明確に計画を出しておりますので、予防的な自分が避難をする逃げる方向を確認するのと、ご自身の家が海拔何メートルの位置になるというのは既に表示がしてあるのが自治会にも配っておりますので、そういったことも活用して、地域防災イメージ的なものも含めて、自主防災組織の代表は自治会長ですが、これが3分の2が約1年ずつ変わりますので、意識がないままに終わることもありますけれども、やはり色んなこうして、まさかということが起こりますので、これにもやはり重点的に担当職員を通じた形で、取り組みを進めなければならないというものの認識を持っておりますので、以上でございます。

2 番（森田重義議員）

今、町長のほうから取り組み等に関しましてはご答弁いただきましたが、今おっしゃったとおり、自主防災組織、自治会のやっぱり意識を高めることが減災につながる一番の手立てだと思っております。

先ほど重機等に関しましては、辺塚等において、以前も私がご提言させて2年前の一般質問でしたかね、分散配備をご提言させていただきました。今回の能登半島を受けて、やはりその必要性というものが再認識させられたところでもございますが、もう1つは、住民の方々のご不安は、孤立をすることと避難所の備品等というものに一番関心を寄せられておりました。

その解決にはそういう分散配備、各自治会の公民館等にも置きたいのはやまやま

なんですが、なかなか少子高齢化で管理をするものが大変になろうかと思いで、1つ提言なんですけども、初動で動く消防団、分団詰所の押入れ等が空きはどこも持ってらっしゃると思うんですが、最低限の備蓄品というものをまずはそこに配備していただくことが専決ではなかろうかと思っております。

もう1つは、孤立したときの問題点とあげられますのは水の問題です。先ほどの火災もでしたけども、以前もタンク車の導入等ご提言させていただきましたが、タンク車の導入にしましてもなかなか予算の掛かるものでもありますし、頻繁に使用するものでもございません。先ほどの佐多地区の中央分団長がタンクローリー持って来ていただきました。私もその火災現場で、南部署の佐多分署のタンク車に送水をするお手伝いをさせて対応にあたらせてもらったんですが、実際、団員も7、8名しかいない中、機械員もまだなかなか操作ができないという現状下をまた目の当たりにしたところでもございましたので、自主防災組織、自治会と、また消防団の今後の意識向上と技能向上を更なる求めていただければと思っております。

もう1つ、失礼いたします。その水の解決問題は、消火活動におきましては、そういうタンク車もしくは牽引タンク等の導入が望ましいかとは思いますが、各地区において色んな問題点もあろうかと思いで、それを踏まえた上で、ご検討いただければと思いで。避難所に関しましては孤立の問題、よく、防災公園というものを設けられて、そこに井戸をつくられているという記事等も目にしております。大泊の野営場におきまして、1番最適じゃなかろうかと思ってるんですが、孤立地域のまず把握、そしてそのライフラインを確保するための取組みというものを、今、お考えがあるのか、あれば、お答えいただきたいんですが、ございませうでしょうか。孤立を防ぐための取組み等が今考えていらっしゃるのか。

町長（石畑博町長）

最後の水源の確保については、今おっしゃいましたけれども、今、考えておりませんでした。手前から申し上げますと、備蓄品でございますけれども、今年度、出初式の際に佐多地区の分団をずっとご挨拶に回ったんですけれども、その中にはある地区の分団からやっぱり備蓄品ももう、各校区ごとになすべきじゃないですかというご提言もありました。それを踏まえて、じゃっどなということで私もそこで話をしたんですけど、いざこっちに帰ってきて、担当と話をしたら、やはりこの空調のきいた場所に保管してないと、持ちも短くなるというようなことで、分けてする方法というのはこれは確かにいいことなんですけど、分けてする方法をやはり考えていかないとはいけませんので、今それを踏まえた形で、今後の取組みの課題として、一つ、見えてきたところでもありますので、今回の能登のことを踏まえると、やはりこれ大事な事かなということでその課題が出たところでございませう。

それから水利確保については、今回そういった部分が目に見えたわけなんですけど、町水道が通ってる部分については全て、水源確保、水利確保という部分で、消火栓の設置、等について、やはり、必要な部分は、設置していかなくやなりませんので、また、消防団、幹部会等の中でもいろんな提言をしていただいて、水利が均一にないといけませんので、そういった部分も含めて、初期消火に貢献できれば、水源は確保していければというふうに思っております。

ただ自主防災についても先ほどから申し上げてます通り、やはり改めて、日を定めてしないと、してくいやいといってもなかなか進みませんので、9月の防災の日とかいろんな、関係の日がございませうので、そういった中で、それぞれ自治会でま

ずできることの、防災訓練に近い形の、防災の意識を上げることにはしていただければと思いますので、そういった部分にも、取り組んでいきたいというふうに思います。

2 番（森田重義議員）

今、町長からの意識向上、自主防災組織の意識を高めるために、防災の日等というお話もございましたが、町一、町二自治会等では自主防災組織で、町二におきましては、8のつく日は必ず防災旗をたてましょうという意識付けをされております。

年々、ただ、たてるのがお仕事になってしまうという感もございまして、月に1回でも、また、防災講話、もしくは最近は消火栓の取扱いというものもご高齢になると大変な部分もなってきたてございますので、どうやって自分の身を守ればいいのかという、南部署、もしくは1番いいのは、本町にそういう防災監の指導員というものがいてくださるのが、地域のためにも消防団のためにも非常に有効に活用できると思うんですが、最後にもう一つ資料をご提示させていただきたいと思います。（書画カメラ画像投映）

今こちらは災害警戒の招集を、消防団の招集判断としてこちら消防団、私のほうで作らせていただいたんですが、こちらのほうも、防災計画書のほうには、消防団が避難誘導等も順次すると書いてございますが、先ほど、地域住民の方々ともお話をする中では、海岸の防波堤の陸閘（りっこう）などの開け閉めはどこがすつたろかいというような消防団にしる住民の方にしる、ここのコロナ禍も踏まえ、先程来、言いますように、指導等がなかなか行き届いてないという問題点が、今現在発生しております。

今、私どもの消防団に関しまして、若い分団でもありまして、これまで経験をなかなか積んでいないという団員が増えてきておりました。

後藤議員のほうからも、消防団の推移のお話で、6名入って昨年、神山分団におきましては2名入って、今年度また1名やめて、入った分だけまたは退団されていくというのが、今の現状でもございます。少ない人数で、どのように招集をかけて、早期に取り組めるかというもので、こういう、タイムスケジュールの招集方法というものも考案しております。

今後、こちらのほうは総務課消防担当も踏まえ、こういうものを消防団も、まず認識をした上で、行動基準を定めて、取り組めればと私は思っておりますので、先程来から、防災計画の見直しというものは、単体、単体、活動していただける団体に分かりやすい指標というものを、示して頂きたいと思っておりますので、私の今回のご提言としまして、防災監の設置、水の確保のための対策ですね、最終的には自主防災組織、町民の方々が、自分で自分の身を守る意識を高めるための周知活動、こういうものをつくっていただいて、今後の防災に努め頂ければと思っておりますので、最後に町長のご回答を頂いて、私の一般質問を終わらせていただきます。

町長（石畑博町長）

いろいろ、森田議員のほうから、新たな提言等も頂きましたので、いろんな意味で参考にしていきたいというふうに思っております。

1番の本当に課題は、火災時の初動の対応が、なかなか心配するのもありまして、今、昼間の火災の際は役場消防隊が42人おりますので、消防署以上の能力も、実際持っているといます。現場につくのも当然、早いこともありますので、それについ

ては、職員といえども、消防隊に入っている職員には、本当に、感謝申し上げたいというふうに思っております。

そういった中で、新たな団員の確保という部分が、本当に入った分だけ出ていくということが発生しております。いろいろな勧誘にも、いろんな形をそれぞれの分団でとっていらっしゃると思いますので、そこに対する支援は、今回予算のほうにお願いしているところでございます。そしたら、やはり団員の方々の、今考えている部分では、あえて申し上げますけれども、現団員の方々がもう本当に100名ちょっとで、うち役場職員がもう40名なんですね。そうなったときに、おいやもう、鹿屋にしごちいたっおっで、もういいやならんて、そいじゃなくてですね、鹿屋市に仕事に行っていらっしゃっても、台風時とか、夜間のいろんな事案が発生します。そういうときにやっぱり消防団員として、活動していただきたいという思いもありますので、決してこの町内に住んじょらんやいかんということでもありませんので、そういったことも含めてですね、対応はしていかなければならないのかなあとということで、思っております。

それと、消防団が出たときに、よくいろんな消火活動の中に消防団OBの方々も、よく来ていただいて、助言等もしていただいて、特にこの水利関係については元OBの方々が詳しくありますので、消防団OBの方々もこれから先は、火災の際にはお願いできるような、そういった組織を、OBの方々を含めた組織をつくっていければということで、今内部では、検討しております。ですからこういった方法がいいのかという部分については、やはり今の、消防団本部会、そしてまた幹部会等で議論していったら、1番いい形で、消火活動が迅速に行えるような、そういった体制がとればなということも思っておりますので、今、森田議員も神山分団長として、いろんな意味で、現場等へも足を運んでもらっておりますので、そういったことも今、検討中であるということも申しあげまして、この1年のいろんな意味で、いろんなことがこの防災計画等を含めて、自主防災組織も含めて、一歩でも前に進むように、取り組んで参りたいと思いますので、またよろしくお願い申し上げます。

2 番（森田重義議員）

ありがとうございます。

一応ですね、私のほうですいません、最後に、消防団のお話が最後、町長からも出ましたので、勧誘取組みの第一歩ということで、こういう募集の用紙等もつくっております。昨年も1回作って、今、2階のほうにも掲示して頂いておりますが、まずはこの消防団の募集、ということと、今先ほど、町長がおっしゃいました。経験者の方々、私の考えで申しますと、位置付け的には水防団という、OBの方々は、別の支援方法というものが1番適してるんじゃないかと思っております。消防団内でまた再度、お力を頂くためには、保障の問題とかもございまして、それに適するのは水防団というものもございまして、そういうものも含めて、また今後、検討いただければと思っております。いや、すいません。ありがとうございました。

議長（松元勇治議長）

休憩します。

15 : 03

～

15 : 10

議長（松元勇治議長）

休憩前に引き続き再開します。

次に、津崎淳子議員の発言を許します。

[7 番 津崎 淳子 議員 登壇]

7 番（津崎淳子議員）

先日、中学校の卒業式に出席させていただきました。コロナ禍のときに入学してから、昨年5月までは、いろいろな制限の中での学校生活は大変だったと思います。

しかし、子どもたちはその中で、友達を思いやり、助け合いながら過ごした学生生活について、また先生や保護者に感謝を述べた送辞には感動しました。出席させていただいて良かったです。

さて、その新型コロナウイルス感染症も昨年5月に感染症の分類が、2類からインフルエンザウイルスと同様の5類に変更されました。変更され、制限が緩和されたことにより、人の動きも活発になり、経済も活性化しました。

しかし、コロナ感染者は、人の動きが多いお盆や年末年始など多くの感染者が町内でも発生しました。では、通告どおり質問します。

1問目、新型コロナワクチン接種について、①項、令和6年3月末で公費での新型コロナワクチン接種が終了するが、今までの接種状況を伺います。②項、今後、新型コロナワクチン接種の町単独の助成は考えられないか、伺います。

次に、ヘルパーについてですが、ホームヘルパーを介護保険制度では、訪問介護人といい、ホームヘルパーは、利用者が可能な限り、自立した日常生活が送れるようにするために、在宅の高齢者や障害者宅を訪問して、身体介護や生活援助や、通院等乗降介助の一部または全部を担います。自宅での介護を行うホームヘルパーを初めとする介護職員が在籍して、訪問介護の拠点となるのが訪問介護事業所です。今回の一般質問の中では、ホームヘルパーをヘルパー、訪問介護事業所、ヘルパー事業所と呼ばせていただきます。

先ほどヘルパー事業の町長答弁と重なっている部分もあるかと思いますが、そのまま質問のほうを進めさせていただきたいと思います。

では2問目、ヘルパー事業について。①項、町内のヘルパー事業の現状を伺います。②項、町として、事業者に対して公的支援を行う考えはないか、伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博君）

津崎淳子議員の第1問第①項、令和6年3月末で、公費での新型コロナワクチン接種が終了するが、今までの接種状況を伺うとのことのご質問でございます。

全額公費負担での接種開始であります。令和3年2月から令和5年の秋、冬接種までの3年間に、1回以上接種された方は、5,042名で、町民の8割以上が新型コロナ

ンを接種されております。また町民の延べ接種回数は、令和6年3月2日時点で、25,877回となっております。

7 番（津崎淳子議員）

1回以上の接種の方が5,042人で8割以上ということなのですが、住民の接種状況で、高齢者の接種率はどうでしたか。

町長（石畑博君）

担当課長に説明させます。

町民保健課長（戸島和則課長）

ただいまのご質問でございますが、高齢者、65歳以上の方々になると思いますが、1回以上の接種者につきましては3,058人、約9割を超えている接種率となっております。以上です。

7 番（津崎淳子議員）

高齢者の接種率のほうは3,058人、約9割ということで、7回までコロナワクチン接種をされましたが、当病院でも高齢者の方たちから、いつまでしないといけないのか、まだするのかと言われながら、高齢者の方は前回接種されていました。やはり発症しないように、またコロナに感染して重篤にならないようにするためだと思います。4月以降のコロナワクチン接種はあるのかないのか、状況はどのようなのか教えてください。

町民保健課長（戸島和則課長）

ただいまのご質問でございますが、現在、厚生労働省からの説明資料によりますと、秋から冬にかけての1回の接種となる予定でございます。高齢者及び60歳から64歳の心臓疾患など一定の基礎疾患を有する方につきましては、予防接種法に基づきます定期接種として実施されるところでございます。それ以外の方々につきましては、予防接種法に基づかない任意接種として、接種の機会を得ることができることになっているところでございます。以上です。

7 番（津崎淳子議員）

接種費用は4月からは公費でなく自費ということですが、接種費用は決まっていますか。

町民保健課長（戸島和則課長）

接種費用についてでございますが、厚生労働省からの令和6年度の定期接種における、接種にかかる費用につきまして、自治体説明会の中では標準的な接種費用が示されているところでございますが、現時点で確定した費用は示されていないところでございます。

今後厚生労働省からの接種費用など、ワクチン接種に関する情報については注視し、遺漏のないように努めさせていただきたいと思っているところでございます。以上です。

7 番（津崎淳子議員）

まだ確定していないということなんですけど、私のほうもちょっと薬品メーカーのほうにお聞きすると大体、まだ、1回接種が6千円から8千円ぐらいではないかと予想していただけるみたいで、やはり、国の様子を見ながらということでお聞きしました。次の第②項をお願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

津崎議員の第1問第②項、今後コロナワクチン接種の町単独の助成は考えられないか伺うとのご質問でございます。

国による全額公費負担での接種については、本年3月末で終了となっており、4月以降、年1回の接種となり、被接種者に費用負担が生じることとなります。この費用負担につきましては、今後、同一医療圏の市町の動向を注視しつつ、感染症の位置づけも季節性インフルエンザと同等の5類となっていることを鑑み、町民の健康維持、また新型コロナ感染症拡大防止等、コロナワクチンの予防接種率の向上を図る上から、接種費用に対する助成や支援については、高齢化率の高い本町では特に必要であると考えますので、同様に取り組んでまいりたいと考えております。

7 番（津崎淳子議員）

今の町長の答弁で助成支援を考えていただけるとの回答でよかったよかったです。本当に高齢者が多い町なので、高齢者等、基礎疾患を持つ人だけが接種しても、若い人がコロナにかかれば重症率の高い、高齢者に感染する可能性があります。

また、福祉施設など、対象でない入所者の方や、介護する職員などから、外部から感染を持って、来る可能性もありますので、高齢者と基礎疾患を持つ人でなく、子どもから大人まで全町民に対して助成をしていただきたいと思います。全額助成が無理なら、感染症分類の同じインフルエンザワクチン接種と同等の助成を検討していただきたいと思います。ワクチン接種助成について、町長の考えをお聞かせください。

町長（石畑博町長）

このコロナが今本当にもう大体5類になってから、治まってはいませんけれども、やはり手抜きをするとまたこれが蔓延することになりますと、大変なことになってまして、特にご高齢の方は亡くなる方も多いということから、皆さんが今でも、常時マスクをされてる方も多数いらっしゃると思いますので、そういったことを考えますと、接種に対する部分というのは重要なことでございますので、接種費用の補助をするという形でこれはもうやっていきたいと思います。

ただこれをどういった形でしていくかという部分についてはいろんな状況を調査しつつ、前向きな形で、なるべく接種される方々に負担がないような形で、取り組みを進めていって、費用が高いからもう接種はせんということにならないような形に取り組んでいきたいというふうに思います。

また併せて、私のほうからなんですけど、先般、議会の方々が語る会をされた折にどこの会場か分かりませんが、コロナもですけど、その带状疱疹に係る接種もしてもらえないかということで質問されたということで、その本人が来られました。

本人も状況も話をされて、ご本人かどうかは分かりませんが、その症状とかそこも含めて話をされましたので、理解をしました。

その中で、議会では何も、出てないかということでございまして、今んところはコロナだけだったんですけども、やはりお聞きしましたら県内の状況も全部調べていらっしやいまして、いわゆる今日この一般質問みたいな感じで、どことどこどこがあって先日はさつま町もしたということも申し上げられましたので、それについては前向きに取り組んでいきますよということを私なりに回答しましたので、コロナの接種もあわせて取り組んでいきたいということをお伝えしたいと思います。

7 番（津崎淳子議員）

先日、議員と語る会でも町民から、带状疱疹ワクチンの助成をしてもらえないかという要望があったと言われまして、うちの当院でもやっぱり問合せはありますけど、高額なため諦める方もいらっしやいました。带状疱疹にかかると、早めの処置をすれば、多くの人が後遺症も少なく、時間の経過とともに改善します。

しかし、重篤になれば、入院治療となったり、带状疱疹後の神経痛となれば、痛みにより日常生活に支障を来します。本当に金額が高額なので、体に不安の方や病弱な方のためにも、助成を前向きに検討していただければと思います。

最後に、コロナワクチン接種は強制ではなく任意です。報道ではコロナの情報は少なくなりましたが、まだ、まだ感染が続くと思います。5類になっても、感染して亡くなった方もいますし、突然の死を受け止められない悲しむ患者家族の方もいました。インフルエンザと同様になりましたが、重症度が違うと患者を見て感じます。かかっても軽く済みますように、また医療費の抑制にもつながります。

各種ワクチン接種の助成支援により、町民が安心して過ごせて健康維持につながると思いますので、また、検討してください。次の第2問お願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

次に津崎議員の第2問、ヘルパー事業についての第①項、町内のヘルパー事業の現状を伺うとのご質問でございます。

ヘルパー事業は、ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴等の身体介護や掃除、洗濯等の生活援助を行う在宅介護サービスの一つであり、高齢者が住みなれた地域での生活を続けるために、重要な事業でございます。

現在町内においては3法人がサービス提供しておりますが、利用者の減少や介護報酬改定等による法人運営上の課題が顕在化していると認識しております。

7 番（津崎淳子議員）

在宅の独居高齢者や障害者がサービスを利用されていますが、先ほど利用者の減少等が課題と認識されていると言われましたが、町内のヘルパー数と利用者数を教えてください。

町長（石畑博町長）

介護福祉課長に答弁させます。

介護福祉課長（中之浦伸一課長）

まず、ヘルパー数でございます。先ほど今、町長からありました3法人のヘルパー数です。合計で34名の方が、いらしゃいます。同じく3法人にヘルパー業務のお願いをしている、利用登録者数、合計で118名でございます。

7 番（津崎淳子議員）

現在のヘルパー数が総数が34人ということですが、年齢層が40代から70代、特に60代が多く、募集をかけてもなかなか難しいとお聞きします。利用者数が現在118名とのことですが、年々減少しているそうです。

その要因は、人口減少もありますが、少々体調が悪くなったり、高齢になると子どもが心配して、子どもが住まれている、町外、県外へと移られたり、また、そのまま施設へとの流れが増えているそうです。利用者数が減少していて、経済が厳しい状況だとお聞きしますが、町は各事業所の経営状況について把握されていますか。

介護福祉課長（中之浦伸一課長）

先ほどからの3法人の運営状況ですが、実際に数字的なところでは聞いてはおりません。

ただ、法人連絡会というのがございまして、そこで、互いの現状とか課題等を情報共有するわけですが、その中ではやはり議員が先ほどからおっしゃっております利用者の減、それからヘルパーさんの高齢化と、そういうところそれから来月、4月からのヘルパーにおける介護報酬の引下げ、これらが今後さらに悪化の要因になってくるのかというところを懸念されているという状況でございます。

7 番（津崎淳子議員）

私も3法人、地域ヘルパー事業所のほうにお聞きしましたけど、皆さんかなり厳しいとお聞きしました。介護を必要とする方のために頑張りたいけど、あと何年続けられるか、また、介護職員処遇加算が増えても、事業所収入が増えるわけではなく、固定費は変わらず、今年4月からの介護報酬引下げで、収入減で、ますます経営が苦しくなり、事業の閉鎖も考えざるを得ないと言われる事業所もいらっしゃいました。次の第②項をお願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

次に津崎議員の第2問第②項、町として事業者に対して公的支援を行う考えはないか伺うとのご質問でございます。

ヘルパー事業は、対象高齢者の生活維持に直結するものであり、サービス提供の継続が重要でございますので、今後も3法人のサービス提供事業者と協議を重ね、課題解決に向けて共同で取り組む必要があると認識しております。

ご質問の公的支援につきましては、協議の状況により、今後判断したいと考えております。

7 番（津崎淳子議員）

公的支援については協議の状況で判断したいということで、今のままでは本当に

町内のヘルパー事業がなくなり、高齢者が自宅で住み続けることができなくなり、ますます施設か、町外の子どもたちのところへ行くか、最悪、孤独死に至る恐れも出てきます。では町に対してどうしてほしいのか。

各事業所にお聞きしたところ、個々に支援を頂いても焼け石に水でいつまで持ちこたえるか分からない。人口減や施設入所等で利用者数が減ることにより、介護報酬の引下げや報酬の要件等により、収入が大幅の減が見込まれます。

また、ヘルパーの高齢化があり、募集をしても声かけしても増えない状況であり、そのため段階的に事業所の統合をと言われる事業所もあります。

午前中に町長が木佐貫議員の質問でヘルパー事業を一つにと述べられたんですけど、もう少しちょっと詳しく述べさせていただきますと、ヘルパーステーションを、設置して、3法人事業所のヘルパーがそこに登録していただき、今の事業所からの訪問先以外にも訪問でき、各事業所に収入が入る仕組みをつくれば、町民の利用者にも影響はせず、報酬の要件もクリアできます。そうすれば、事業も長く続けていけて、公的支援も少額の予算で、支援を続けていただければありがたいとのことでした。現在の協議の状況はどうなっているのでしょうか。

町長（石畑博町長）

今おっしゃいました法人連絡会というのはもう昨年夏からスタートしております、やはりもう毎年、もう時期がこうなるとまいますと、どんどん厳しくなっている関係で、もう僅かな対象者に対して固定費がそれぞれありますので、今言われたとおり、固定費を一つにしてですね、今言われたような3法人を統一した形で、社協が1番取りまとめがいいんじゃないかという流れ的にはなっておりますけれども、私の認識としては今そこまでです。残りは介護福祉課長に、答弁させます。

介護福祉課長（中之浦伸一課長）

今、町長からありましたとおりでございます。基本的にはですね先月ありました法人連絡会での内容を踏まえまして、取りあえず方向性としましては3法人と行政、この4者で、もうとにかく、協議の場を設けて、同じ方向を向いて進んでいかなければならないということは確認ができております。

先日でしたけれども、役場のほうでタイムスケジュールの、あくまでもたたき台となるような案を作りまして、それを3法人に今お示しをしているところでございます。3法人はそれぞれ理事会等の決定機関もお持ちですので、すぐにそれぞれの法人の方針が決まるということもなかろうと思っておりますけれども、なるべく同じタイミングで同じことをやっていかなければならないという思いから、今それぞれにスケジュール案を示して、ご意見を頂こうかなとしております。

あとは頂いたご意見をまた取りまとめた形で、新たなスケジュール案をつくって、改めて4者で会合を開いて、方向性を確認をしようというところが現在の状況でございます。

7番（津崎淳子議員）

介護福祉課長から言われたように、早めの対応っていうか、タイムスケジュール案を決めて、進めていただけたということなんですけど、また、改めて各事業所の意向を聞いた上で進めて頂いて、その上で公的支援が必要であればいただければと思います。

このヘルパー事業は、町長が述べられたように、対象高齢者の生活維持に直結し、継続的な介護ができなければ、多大な影響が出ます。住みなれた我が家で安心して暮らせるように、自宅で介護を受けられない介護難民が出ないように、取り組んで頂きたいと願います。以上で私の一般質問を終わります。

議長（松元勇治議員）

次に、上之園健三議員の発言を許します。

[6 番 上之園 健三 議員 登壇]

6 番（上之園健三議員）

3 月会議最後の質問者となりました。長時間にわたる一般質問でお疲れとは思いますが、いましばらくお付き合い頂きたいと思えます。

今回は人口減少の進みゆく地域集落で生活を営む皆様の移動手段や、日常生活の利便性を向上させる支援策について、これまでも同僚議員が幾度となく質問した内容ではありますが、不便を感じておられる皆様の満足度を満たすためにはまだまだ程遠い現状であることから、今般の施政方針を受けまして、もう少し踏み込んだ施策が必要ではないかと感じましたので、次の 2 問について質問いたします。

まず 1 問目に、ライドシェアに関する国の施策が一定の要件はあるものの、幾分か緩和された自治体運営のライドシェアが可能になったことを受けて、その制度の確立と必要とされる地域において導入に向けた取り組みはなされないのか。

また、2 問目は、少子高齢化の影響により疲弊する地域集落のそれぞれの世帯を日常的に支援していくために、総務省の推進事業である、集落支援員制度の導入に取り組み、これまでの地域づくりや集落維持活性化策に加えて、本制度を最大限生かせるような一歩踏み込んだきめ細かい支援体制は考えておられないのか、お伺いします。このような制度を活用することで、高齢者世帯等の生活不安を少しでも解決していくことにつながればと思いますので、前向きの答弁を求めて、壇上からの質問といたします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

上之園健三議員の第 1 問、過疎地域における新たな交通手段の確保について、の第①項、交通手段のさらなる充実に向けた自治体運営のライドシェアの取り組みについて伺うとのことご質問でございます。

地域公共交通は、通学、通院、買物など、地域住民の日常生活を支えるための移動手段として、重要な役割を果たしていると認識しております。現在、国においては、一般ドライバーが自家用車を使い、有償で乗客を運ぶライドシェアの制度拡充が進められております。

ご質問の自治体運営へのライドシェア取り組みについてでございますが、中山間地域の多い本町では移動手段の一つとして可能性はあると考えております。令和 6 年度は地域公共交通計画の策定準備に向けた取り組みに着手しますので、その中で、地域の実情を踏まえた移動手段が提供できる体制づくりの協議を進める

ことといたしております。

6 番（上之園健三議員）

本日の一般質問をずっと聞いておりまして、各議員の言葉の中に、「少子高齢化」、「人口減少」、この言葉が何十回出てきたか数え切れないほどの言葉でありまして、本来は、あまり使いたくない言葉なんですけれども、さきの施政方針の中で、この地域公共交通計画の策定に入ることが述べられておりましたので、これと含めてですね、今回、国がちょっと緩和しましたライドシェアの制度についての絡みを 1 問目に質問したいと思うんですけれども、我が町の人口の動態というか、動きを見てみますと、毎年 200 人前後の人口がですね、減少している状況であります。

その結果ですけれども、それぞれの自治会では世帯数あるいは人口が減ってまいりまして、その減り方というものを、もう目に余るものがございますけれども、以前はですね、限界集落とかという言葉で述べられていましたけれども最近では、消滅集落という言葉に変わってしまいまして、もう言葉のとおり、10 年もしないうちに恐らく、人口がいない人が住まない自治会が出てくるだろうという状況でございます。人は住めば都と申しますけれども、生まれ育った土地、あるいは、嫁いできた先でですね、長年生活している住民にとりましては、生涯を終えるまで、その地で住み続けたいと思うのは当然のことであると思うわけですが、そのためにですね、行政として何ができるのか、そして何を支援していけばいいのかということを常々、自分も考えながら過ごしていますけれども、また地域住民からの要望としてもいろいろ頂くわけですが、そのうちの一つがこの交通対策、交通手段の確保の件であります。

本件につきましては、先ほど申しましたようにこれまでも、何人かの同僚議員が質問しておりますけれども、そのたびに議論をされて、コミュニティバス等の運行はですね、詳細に今なってきて、若干でありますけれども利便性が上がってきたということも理解しておりますけれども、まだもう少しあと少しというところのきめ細かなところは不足してるように感じているところであります。

ところで、さきにですね同僚議員がライドシェアについて質問されたことがございましたけれども、そのときの答弁の中で、大筋でございますけれども、国の動向を踏まえて検討したいというような意味合いのですね、答弁がなされておりますけれども、その後の答弁、協議された内容をお示しいただけますか。

町長（石畑博町長）

ライドシェアにつきましては協議経過につきましては担当課長に説明させます。

企画観光課長（愛甲真一課長）

令和 5 年度、12 月会議におきまして、ライドシェアの実証実験についてのご質問を頂いております。その後、協議検討されたかというご質問でございますけれども、ライドシェアを含めまして、地域公共交通の在り方について、鹿児島運輸支局のほうに相談をして、様々なご意見、ご助言を頂いたところでございます。

具体的には、道路運送法改正の流れ、公共交通計画策定の必要性、今後における、地域公共交通の在り方など、令和 6 年度に向けました取り組みについて、助言を頂いております。このことを踏まえまして、令和 6 年度の当初予算編成にお

きまして、現在運行しておりますコミュニティバス、乗り合いタクシー、全体的な見直しを行うための南大隅町の地域公共交通計画の策定の準備に関する予算を今回計上させていただいたところであります。

具体的には、令和 6 年度になりましてから、現状や課題の整理、住民アンケート、事業者への聞き取り等を行いまして、移動手段を確保するために、既存の交通事業者、地域の代表、運輸支局のほうにも入っていただいて構成する検討委員会の中で、策定の準備に向けた協議を進めることとしているところでございます。

6 番（上之園健三議員）

要約しますと、今後、交通計画を策定する段階の検討委員会で協議していくということで受け取りましたけれども、当初このライドシェアの制度につきましては、民間業者に登録をした中で民間車両をですね活用して事業展開を図るというものであったと思いますけれども、先ほど申しましたように、今回、国が示したのは、この交通事業者との協議が 2 か月以上整わない場合には、市町村長の判断で、自治体の独自の運営ができるというものに緩和されてきているところがありますが、当然でありますけれども、おっしゃったように交通事業者がいるわけですので、その合意形成というのが当然必要になってくると思うんですが、今おっしゃいました南大隅町地域公共交通計画の策定に際しましてですけれども、ちょっとお聞きしますけれども、このライドシェアにかかる、私が言いたい自治体運営のライドシェアにかかるこの具体的な事項等も含まれているのかどうか伺います。

企画観光課長（愛甲真一課長）

令和 6 年度に着手する予定の地域公共交通計画の準備、これはゼロベースからのスタートになると考えておりますので、今、ご質問を頂きました、自治体運営のライドシェアに限らず、想定される全ての移動手段について協議、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

6 番（上之園健三議員）

このライドシェアに限らず全ての移動手段ということで検討されるということですから、十分な中身のですね検討をお願いしたいんですけども、その検討するに当たってはですね、やっぱり地域実情というものの把握が大事ですので、先ほど申されたように、アンケートであったり聞き取りであったり、そうしたことを繰り返し繰り返しやりながら、本当に必要としている部分、そうでない部分というのがあると思いますので、十分な検討を重ねた中で実施されるようお願いしたいと思います。

ただ、大事なことは、迅速に対応できることと、事務の簡素化、そしてまた許可等に係る事務の配慮をお願いしたいということに思っております。

この制度につきましては、全国に先駆けて石川県の小松市がですね 2 月 29 日からスタートをしたという記事が掲載されておりましたけれども、私は、この移動手段というものは、都会に J R、地下鉄、市電、バス、タクシー、いろんな交通手段がありますように、幾重にも移動手段があっていいと思っておりますので、その中で、地域住民が使いやすい、使うものが選択できる方法があるのが 1 番いいだろうというふうに思ってます。

そうした意味で、民間運営と自治体運営のですねこの両方があってもいいのかなというふうに思います。条件がそろえばですけども、いいのかなというふうに思っているところであります。要は、先ほど申しました住民が利用しやすい交通手段を整備していく、そのことは行政としての役割だというふうに思いますので、そこは十分考えていただきたいと思います。この交通計画に盛り込むという、先ほどの答弁をされましたけれども、盛り込むだけではなくて、実際にこの、6年度に向けて、あるいは7年度に向けて、計画の策定の段階を終えて、7年度なら7年度で構いませんけれども、実際に運営に向けて、実施に入っていくという考え方はございませんか。

町長（石畑博町長）

ライドシェアについて、いろんなパターンがあることから、まず完全なライドシェアと準ライドシェアもあります。そしてまた、それに近い形の民間の運行ですね。そして今度はお礼で済ませるような運行という部分、そして、これをしたときに今、ライドシェアを例えますと、町内の事業者が、根占地区で運行して、今また佐多地区にもタクシーを置かれております。

そのタクシーがこういった稼働をできるかとしたときに、例えば、タクシー事業者に所属した形で、自家用で運行するというのがライドシェアになりますので、費用はタクシーと同等か、7割ぐらいという話も聞いております、そういったときに、例えばそれが、運行してくださる方が、例えば、佐多地区伊座敷から根占に来るのに6千いくらかかるみたいです。それが現実的に可能かどうかというとき、往復1万2千円になりますので、そこもどうかなあという部分。そしてまた、座敷地区内だけを動く部分では、当然そのタクシーでも、大丈夫だと思いますけど、足りないときに限ってのライドシェアの運行ということになるというふうに思っております。

今年、地域公共交通会議をしてからの流れになりますけれども、鹿児島運輸支局がおっしゃる部分としては、やはり白ナンバーでも運行できることになりましたので、それはもう地域公共交通会議の中での議論が1番優先だと、一番は既存事業者があることからそういった方々をやっぱり優先していく形になって、地域住民がかつ、利便性の高い公共交通網ということにならなければならないということを言われました。今、この前も参考に指摘を受けたのは、佐多から鹿児島交通のバスが1台いるんですけども、昼間に走る町のコミュニティーバスは無料なんですね。これは違法じゃないかという指摘を受けました。だから同じ路線に民間が走ってるときは、同じくお金を取るべきという、そういった指摘もあったところであります。

最終的にこういった方向になるかは分かりませんが、1番はこれまで鹿児島交通さんがやっていたそういったバス事業に代わるライドシェア等をしてもらったり、今現在でも、バスを走らせておりますけれども、全く鹿児島交通と同じで、もう10人乗りでも大きいぐらいだというドライバーさんのお話もあったりする中で、いわゆる今、議員がおっしゃいましたとおり、抜本的な策としてですね、自由度の高い、コミュニティーバスとか、例えば今国道だけしか走らないバスを例えば、下園から荳、原、舟木の上の狭い道も走ったりする10人乗りで足りるんじゃないかとかいろんなご意見も賜ってる中ではございます。

そういった中で、今回地域公共交通会議としてする中では、アンケート等もし

ますので、皆さんが何を望んでいらっしゃるかという部分を含めて、今さっきおっしゃいましたとおり、乗る手段が幾つもあるのが 1 番いいんでしょうけど、やはり費用的に考えますと、それも、限度がありますので、民間事業者が続けていただければいいですけれども、さっき言いましたとおり、料金の関係とか考えるとですね、安価な形での乗りやすい、地域を行ったり来たりできる、そういった運行がいいかというふうには思っておりますので、公共交通会議の中ではアンケート等を踏まえた中で、完全に皆さんが望まれる方向性にはいなくても、その総意として、1 番これが妥当であるという線をですね、していきつつ、していかないと、どのやり方が 1 番いいかというのなかなか見えてきませんので、1 番はもう車の免許を上げられた方とか、そういった方々を含めて、買い物、病院、総合的に利用できる方向を考えていくべきだと思いますので、今言われたことに回答にはなりませんけれども、思いとしては今年度の公共交通会議での流れを、うまく地域の方々に、理解していただいて、アンケートを踏まえた形で、1 番いい方法に目指すべきかなということの思いがございます。

6 番（上之園健三議員）

私の質問が右か左かという聞き方をしましたので、そういう答弁を頂いたんでしょうけれども、実施するかしないかはっきりしない答弁でございまして、そこはそれで納得しますけれども、私も将来的には、今このコミュニティバスが動いてる部分もこれも何千万という金額が入っていますけれども、これの、今大きな声で縮小とか無くせっていうことは言えませんが、こうした民間も含め、公営も含め、ライドシェア的なものがこの簡易で身近で動けるような、制度が出来上がるとするならばですね、今、高額を無料で走っている、コミュニティバスっていうものは、将来的に縮小してもいいのかなというような考え方もあります。

そこはまだ長い先の話ですので、ただそれを進めていく中においては、そういうことも視野に入れながら、経済性なところもですねあるんじゃないかな、経済というか財政的なものを含めながらいきますと、民間に頼るところやっぱ民間に頼る部分が、私は正しい道だろうというふうに思いますので、そこは十分検討された上で、要はですね、本当に地域の実情に合った形で、必要とされる、地域に必要とされる量を提供する、このことがやっぱ大事だと思いますから、その方向というのはまた協議されればよかろうとふうに考えております。

町長（石畑博町長）

今おっしゃいましたとおりですね、その地域の方が、こういった移動のエリアなのかで、それが変わってくると思いますので、今言われたとおり民間が請け負うところは民間、そしてまた、自治体がすべきところは自治体とか、そういった形で自治体がしても委託をするわけですから民間に頼むわけです。

それを考えたときに、エリアエリアごとのやっぱこの交通手段もこの考えていかなければならないということで、今、支局の西村専門家がおっしゃったのは、さっき言った 4 つのパターンがありますね。

そのパターンの中で、地域地域でお年寄りが、短い距離で行くのは、ありがたいという気持ちの分するのはそれは全然いいですよと。それを公式に、ならここからここは 1 キロやっで、300 円なあ 200 円なあとか、それを定めるのはいけないですね、定めずにありがたいという気持ちはそれは全然構いませんよという、

この前、回答も頂きましたので、そういった部分も踏まえて、町がそういった需用のお願いをしたいご高齢の方にこういった言い方をしたほうがいいのかというのも一つの課題ですので、それも踏まえた形での検討にも取り組みたいと思いますのでまたご理解頂きたいと思います。

議長（松元勇治議員）

休憩します。

1 5 : 5 7
～
1 6 : 0 5

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き再開します。

6 番（上之園健三議員）

では次、2 問目をお願いします。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

次に、上之園議員の第 2 問、集落支援員制度の導入についての第①項、集落支援員制度の内容について把握しているか伺うとのご質問でございます。

制度の概要としましては、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウや知見を有した人材が地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への目配りとして、集落の巡回、状況把握等を実施するものとなっております。

集落支援員を設置した場合には、1 人当たり 1000 人の場合は 4 百 45 万円を上限として、自治会長などとの兼務では 40 万円を上限として、特別交付税措置されるものと理解しております。

6 番（上之園健三議員）

1 問目の冒頭でも申しましたけれども進みゆく少子高齢化、この影響というのは、確実に表れてきているところでございまして、各自治会に若者が減少していきまして、高齢者の占める割合が高くなっている中、以前にも増して、地域や自治会活動がもとよりですけれども、運転免許証の返納、あるいは、身体能力の低下によりまして、日々の日常生活も疲弊困憊している状況がございまして、

わが町に限らずですけれども、人口減少の対策、これに対する特効薬というのは見当たらないわけですが、その中でもですね、そうした中でも、各地域においては、今現在を一生懸命暮らしてらっしゃる方々の生活を支援していく、このことを急がなければならないというふうに思っております。

近年の自治会の情勢についてはご存じかと思いますが、私も資料を頂きましたので、直近の資料から紹介しますと世帯数 20 戸以下の自治会が半分の 59

自治会ございまして、人口でいきますと、50 人以下の自治会が 87 自治会、そのうち 30 人以下の自治会がですね、もう 53 自治会でございます。

このように、もうかなり多くなってきたわけですがけれども、そうした中で、連絡員等置かれている公営住宅等がございすけれども、こういうところ除きますと、大半がですね、高齢化率 70%という状況でございます。

そうした自治会の状況ではあるんですがけれども、これまでも多くの議員が質問されてきましたように、自治会活動の活性化、あるいは、集落の維持機能についての、質問等もされてきたわけですが、今回私は、この地域活性化というよりもそれぞれの集落で生活を営んでおられる、特に高齢者世帯の、個々の生活を支援するのになるのではないかと考えておりますこの集落支援員の制度について話を進めたいと思っているところであります。

総務省はいち早く、平成 25 年度に、過疎地域等の集落対策についての提言を、そしてまた、平成 29 年には、過疎地域等における集落対策の在り方についての提言として、地方公共団体が取組みを行うことができるように、必要な支援を行うとされておまして、集落対策の推進要綱を定めております。

この中に、この集落支援員というのがあるわけですが、その制度につきましては、先ほど答弁にございましたとおりでございますけれども、支援員制度を持つにあたりまして、いろいろ、制度の中があるわけですが、中身の制度は詳細にわたってはご存じですよね、支援員さんがしなければならないとかですね、そこを踏まえて、質問させていただきますが、こうした国が進めるような支援員さんの配置が必要である、置いたほうが良いというようなところの地域集落というものを把握されておられますか。

町長（石畑博町長）

具体的にこの支援員という言葉では言われませんが、もうこんままじゃおいどんもできんどねっちゅう言葉はいろいろよく聞いておりますけれども、数としては、把握してありませんので、今は可能な限り地域担当職員に、いろんな事務手続等もさせておりますので、状況的にはそういったことでございます。

6 番（上之園健三議員）

なかなか把握の仕方も難しいとは思いますが、地域から声が上がってこないとなかなか届かないのが行政かなというふうにも思いますが、私の中にはそういう声はいっぱい届いてます。でありますので、今回質問してるんですが、集落支援員という言い方をしますけれども、中には地域支援員という言い方をしてる場所もございますが、ただこの属性を見てもみますと、半数以上が 60 歳以上の方々でありまして、元公務員であったりとか、会社であったりとかする方々が退職後に自分の生活されているところで活動されているということでございますが、別の角度から考えますと、定年後の新たな仕事にもなりうるものであるというふうに私は考えますが、産業の少ない町においては、第 3 第 4 の産業になりうる可能性も秘めているというふうにも考えております。

ただそこは、人手不足が問題となる先ほど午前中もございましたが、そういう問題を抱えていきますと、実際にそこにいらっしゃる方々が、活躍していただくことが 1 番いいわけですが、ただし受けてくださるかどうかっていうところがございすので、そこは応分に行政努力にかかっている部分もあるのかな

というふうに思うところであります。

そうした中で、町としてはこのような打開策として、本年度介護福祉課の事業の中の一つで縁広がれプロジェクトというのを2自治会で話し合い活動等をされてきてると思いますけれども、このプロジェクトの目的等々につきましては先般、説明がありましたので、省略いたしますけれども、もう年度末に向けて、この事業のまとめというか、取りまとめがそろそろ行われてくる頃かなあというふうに思いますけれども、ある程度の方方向性とか今後の事業活動とかってというのは、集約されてきておられますか。

町長（石畑博町長）

今、取りまとめ中ですので、方向性については介護福祉課長に答弁させます。

介護福祉課長（中之浦伸一課長）

それでは今年度実施いたしました縁広がれプロジェクトにつきましては、地域の課題を掘り起こし、その課題解決に向けて、自身でできること、地域でできること、互いにできること、そして公的サービスが必要なことなど、いわゆる自助、共助、互助、公助という部分を明確にしながら、持続可能な地域づくりに向けて取り組んだ事業でございます。

2つのモデル自治会の状況でございますが、まず、栗之脇自治会では、自治会員の相互連絡体制の強化を目的に、コミュニケーションツールとして、LINE活用に取り組んでおります。具体的には自治会員の中から、推進員を4名選出しまして、自治会内でスマホ教室を開催して、端末の操作に不慣れな自治会員の方々の学習活動を支援している状況でございます。

次に辺塚東自治会では、買物支援について取り組んでおります。自治会内での買物手段として現状週1回移動販売が利用できる状況でございましたが、これに加えて新たに共同購入サービスの利用を始めているところでございます。

また、両自治会に共通して言えることですが、自治会内での集まりとか、行事等がコロナ禍で停滞していた中で、ちょうど、5類に移行したタイミングでこの事業が始まったようなところもありまして、自治会員が集まり地域の課題、個人の悩みについて話し合う機会が久しぶりに持てたと、いうところも一つの成果ではというふうに考えております。以上です。

6番（上之園健三議員）

はい、ありがとうございます。内容をお伺いしますと、この事業は、地域の現状を話し合いをされて、その結果に基づいて支援策を講じていくという非常に、いい事業でありますので、施政方針の中でも、述べられておりましたように、この事業を他の地域にも波及をされて進めていただければなというふうに、思うところでございまして、その内容で話を聞いたところでございます。

しかしながら、私が思うに大事なのは、こうした話し合い事業の後に続く後続事業の展開が大事だと思っておりまして、そのためにも、この集落支援員の設置が最適な事業ではないのかなというふうに思うところでございます。

この集落支援員の業務として、詳細は申しませんが、3つ4つほどございますが、その中身的には、集落の点検の実施、点検に基づく集落の在り方に関する話し合いの促進、地域実情に応じた集落の維持活性化対策というようなことがご

ございますが、これはまさに今行われた、縁広がれプロジェクトの、ほぼ内容と同じ内容ではないのかなという私は考えるわけですが、ただ、プロジェクトの中では、自助、共助、互助といったところが主になってございます。と思うんですね。

ただ、もう私が申し上げたいのは、この集落の点検話合いのみであればですね、こういう部分であれば、現在の地域担当職員等を中心とされて話合い活動展開されればと思うんですけれども、大事なものは、先ほど申しましたように、その話合いの結果を踏まえて協議された事業、内容を実際に誰が行うのかというところでございます。その役目を町から委嘱を受けた集落支援員が直接的に担っていきえるような制度のことを私は申し上げたいところであります。

具体的に申しますと簡単ですけれども、例えばある自治会の話合いの中で、買物に行きたいとか、墓参りに行きたいとか、急に病院に行かなければならないというようなことがあったときに誰か支援してください。支援して下さる方が欲しいというような結果になったとします。その結果に基づいて、直接的に誰が、支援するっていうその誰かを指定する方法を考えられないかというふうに思うんですけれども、町長、こういう制度の導入に向けて、する気はないかっていうことをお伺いしたいんですけれども、②項目の答弁を頂いていいですか。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

上之園議員の第2問、第②項、集落支援員制度を導入する考えはないか伺うところのご質問でございますが、現状としましては各自治会に地域担当職員を配置して、スマイル支え合い活動事業をはじめ、地域の課題解決に向けた取組を支援しており、今のところ、自治会等からの新たな要望はないところでございます。

しかし、高齢化率の高い本町におきましては、コミュニティー機能の低下、買物支援や移動手段の確保など、地域の課題がさらに深刻化することが懸念されます。

ご質問の集落支援員制度の導入につきましては、既存の支援策の拡充も含めまして、集落支援制度も選択肢の一つとして、地域の実情に合った支援策について検討してまいりたいと考えます。

6番（上之園健三議員）

1問目のほうでは集落支援員の必要性、業務内容等もちょこっと触れましたけれども、国が示すこの集落支援員の制度の中での定義の中に一つだけ、私が問題に思っているところがございます。それは支援員の四つ目の業務にこういうのがあります。地域の実情に応じた集落の維持活性化に向けた取組を行うという定義がされてございます。この一文を解釈しますと、集落支援員は、集落の維持活性化のために、地域住民を動かすためのリーダー的役割を果たすべきなのか、あるいは、自らが直接的に地域住民の手となり足となり、その業務を担うのか、そういうふうに、非常に曖昧な表現でございますけれども、私はこの両方が可能ではないかと考えておりまして、集落支援員を別の表現で言い表しますと、集落全体のホームヘルパーというような言い方はできないのかなとそういう活動はできないのかなということを考えまして、これも可能ではないのかなというふうに考えて

おります。

当然ながら、町が委嘱するわけですから、その委嘱業務内容の中にそれをうたい込むことで、可能になるんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、この4つ目の定義の解釈について、行政側としてはどのような解釈をされますか、ちょっと、教授いただけますか。

町長（石畑博町長）

集落支援員はいたほうがいいことには分かってます。いたほうがいいことは地域の手になりますから、制度としてはもうあるわけですので、進めていっていくべきかと思います。

ただ、先ほどからありますように、いろんなことをしていただく、今言われたように動く人なのか、動く段取りをする人なのかとしたときにはやっぱり、地域によっていずれの方法もあると思いますね。

そういったときに、さっき言われたように、これはあくまでも単なる話としてですけれども、例えばライドシェアですね、これに関わる部分として、ただ見えないライドシェアなんですね。いって、行たつくえんかと。例えばタバコんこいにせんかという部分は、これは特に問題ないわけです。

ただこれはさっき言ったように、ほんならどっからどこまでやっじ、どひこなあというといけませんので、それをオープンにするんじゃないくて、皆さん方が、面倒をかくっじ、という部分です、例えば、ほんなら茶でん飲まんかとか、そういった形であれば、それもできないことじゃないと思いますよ。

ただ、今質問された部分での、差がどうかという部分では、まだ運用もしておりますけれども、運用した中では、いろんなパターンが出てきますので、地域ごとにもあるし、例えば、辺塚の地域のこと、そしてまた大中尾のことと考えると、いろんなこの条件もありますので、どれにどうという解釈ではありませんけれども、ある意味、集落支援員制度の部分についていろんな情報を見ますと、幅広い分野に活動できるとなっておりますので、それを地方創生の観点から国が支援しているわけですので、市町村がやれることの部分では、幅広い稼働が可能ではないかというふうに私たちは考えております。

6 番（上之園健三議員）

はい。その解釈を聞いて、私もそうだろうと思いながら、できれば、私が言っているような考え方のもとで、活動できる方法が地域にとっては1番いいのかなというふうに考えておりますけれども、ただ、この4項目めの解釈が違うと、この集落支援員の役割と申しますか必要性和申しますか、そういうところが大きく変わる要素がございますので、このところは十分、大事な一文でありますので、しっかりと、お互いですが、認識をしたほうがいいのかなというふうに考えてます。

そこでですね、言っても言わなくてもいいような話なんですけれども、この集落員さんの設置状況なんですけれども、全国的な話ですけれども、専任と兼任がございまして、両方合わせますと全国で、5,339人配置されております。県内もあちこちございまして、近隣では、肝付町と東串良町にそれぞれ専任が2名ずつ配置されている状況でございます。

次にいきますけれども、この集落支援員に係る財源ですが、冒頭、答弁頂きま

したように、特別交付税の措置がなされておりますので、こうした人数に応じてもいただける、そういう内容になってございますから、この特別交付税、使わない手はないと思うんですね、私はそういうふうに思います。そこでお聞きしたいんですけれども、本町のこの特別交付税の算定の中にこの集落支援制度の要件というか要綱が含まれておりますか。

町長（石畑博町長）

特交はですね、例えばいろんなのが特別交付税と言いますけれども、全然見えないんですね。事実、入ってるか入ってないかも数字で出ないんですね。（要件としてそういうことやがな。）だから、細かいのは総務課長に答弁させます。

総務課長（熊之細等課長）

集落支援員が特別交付税に措置されているかということだと思いますけれども、本町におきましては現在のところ、集落支援員を設置しておりませんので、項目はあるんですけれども今のところは措置されてない状況でございます。

6 番（上之園健三議員）

はい。分かりました。私は、もしかしたら自治会長さん方に委嘱をさせるときに、この支援員の役目を兼務した形で委嘱をされる、その財源としてこの特交をですね、申請されている部分もあるのかなというふうに思ったものですから質問したところです。なければよろしいです。

ただ先ほど申しましたけれども、これ、せっかくこれ財源もしっかりした事業でありますから、取り組む方向で検討頂ければと思うんですけれども、最後にもう 1 点だけ、大事なことを申し上げておきたいと思います。こうした集落支援に限らず、福祉的なサービス事業に従事される方々の収入補償の件であります。

先ほどもヘルパーの話が出ましたけれども、この集落支援に係る制度も中身を見ていきますと、もう 10 万から 20 万あるいは 20 万以上の、報酬が支払いされます。80%以上がそういう形です。兼任につきましても 5 万から 10 万その間で、謝金が支払われている状況で、時間数によっても 1 週間例えば 10 時間から 30 時間とか 40 時間とかございますが、ただその支援する戸数とかですねニーズによって違うかもしれませんが、そうしたしっかりとした収入補償はしてございますので、そういうところも参考にされていいのかなと思います。

ただこの集落支援に限らず、同様の似たような事業を推進を図るにあたっても恐らくこの特別交付税は使えると思いますから、参考にされたらというふうに思っているところであります。

ぼちぼち終わりたいと思いますけれども、今回、人口減少やら、少子高齢化に伴う疲弊困憊するこの地域の住民の個々の生活支援という形で、ライドシェア、あるいは、集落支援員の取組みについて諸々、申し上げましたけれども、私はこのライドシェアの業務と集落支援員の業務、複合的に実施することもできるのかなというふうに考えます。

こうした 2 つの事業だけで、全てが解決するということは思っておりませんけれども、人は年をとりますと、なかなかこの不自由を感じるものでありますから、その不自由さを一つ一つこの解決していく、それこそが、我々、町政に携わる者の関係者の役割だというふうに思うわけでありまして、町民福祉の向上を目指し

て、本当に町民に喜んでもらえる政策の立案を本当に切望しまして、令和 6 年 3 月最後の質問を終わりたいと思いますが、最後にございますか。ありましたら。

町長（石畑博町長）

いろいろ地域住民の方々の生活に対する部分をご質問頂いたわけですが、本当に過疎になった中では、今のこの集落支援員ってのは大事なことであって、2 年、3 年ぐらい前に木佐貫議員が確かご質問されて、その当時は例えば地区公民館ごとに、そういった支援員を配置できないかということも多分あったと記憶しております。

そういったときに、必要とする部分をやはりこの地域に説明していく部分が一つと、1 番心配するのは、制度的には今いい制度があるんですけど、これを受けてもらえる人材がいるかというのはこれが 1 番課題であると思います。

集落支援の要綱等から考えますと、もともとの地域に精通して、人を知ってて、いわゆるお世話ができる人で、かつ相談を受けてもらえると、そういった方々でないと、なかなか地域活動も難しいと思うんですけど、そういった方々を募集したときに、来てくれる人っていうのは、やはりこのもう地域からの人が 1 番だと思うんですね。そうなりますと、地区公民館の方々の中で、そういった役を受けてもらえるかという部分も危惧するところもありますけれども、どっかがモデル的な形でしていただくことによって、そいやっとならおいげえもすいかいとか、そういった流れにもなっていけばなあということも考えておりますので、地域の実情が、今、今日、皆さんの議員の方から出ましたとおり、疲弊していつて、なかなか大変でありますので、可能なことは取り組んでいきたいと思いますので、また、いろいろご意見等をですね、伺いまして、取り組んでいきたいと思いますので、本日は大変ありがとうございました。

▼ 散 会

議長（松元勇治議員）

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

次は、3 月 19 日午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会 ： 令和 6 年 3 月 1 4 日 午後 4 時 2 8 分